

東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針 (素案)

「新たな野生絶滅 ZERO アクション」の実現に向けて

2024.07.25

東京都

目次

第1章 方針策定の背景と目的.....	1
1. 方針策定の背景.....	1
2. 方針策定の目的.....	4
3. 本方針における用語等の使い方.....	6
第2章 野生生物をめぐる現状と課題.....	8
1. 野生生物が直面する現状.....	8
2. 野生生物の保全上の課題.....	17
第3章 野生生物の戦略的保全.....	19
1. 基本理念と戦略的保全の考え方.....	19
2. 7つの保全戦略.....	21
3. 各主体の役割.....	44
第4章 エリアごとの戦略的保全.....	47
1. 森林環境エリア.....	48
2. 里山環境エリア.....	52
3. 都市環境エリア.....	56
4. 河川環境エリア.....	60
5. 東京湾エリア.....	64
6. 伊豆諸島エリア.....	68
7. 小笠原諸島エリア.....	72

第1章 方針策定の背景と目的

1. 方針策定の背景

1992年の地球サミット以降、「持続可能な世界の構築に向けた潮流」¹の中で、国では種の保存法、外来生物法、生物多様性基本法が制定され、2023年には新たな国際目標を受けた「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されました（図1-1）。東京都でもこれらの動きを受け、2001年に「東京における自然の保護と回復に関する条例（以下、「都自然保護条例」という。）」を改正しています。また、保護上重要な野生生物のリストとして作成している東京都レッドリストについても2023年に本土部版を改定し、東京都レッドデータブック（本土部）²の改定版を公表するとともに東京都生物多様性地域戦略³も改定、公表しました。これらの中では、外来種の影響等、様々な要因により東京で絶滅種や絶滅危惧種が増加していることが指摘されています。

本土部のレッドリスト掲載種は改定のたびに増加しており、野生生物の絶滅危険度の高まりが示されています（図1-2）。新規にレッドリストに記載された種は、多くが過去に比べ著しく個体数の減少が認められ、絶滅リスクが高まった種です。掲載種のうち、絶滅種（飼育や栽培下を含め、本土部ではすでに絶滅したと考えられるもの）も増加しており、特に植物と昆虫類で多くなっています⁴（図1-3）。島しょ部においても2011年版で新たにレッドリストに掲載された種が、伊豆諸島、小笠原諸島それぞれで掲載種の半数近くを占めています。島しょ部は外来種による影響が顕著に現れやすく、特に孤立した海洋島の限られた環境にだけ生息する種については、生息環境が一旦失われると絶滅に至ってしまうことが懸念されています⁵。

東京都生物多様性地域戦略（以下、「地域戦略」という。）においては、東京の将来像を実現するための2030年目標として、現在生じている生物多様性の損失を回復軌道へと転じさせるネイチャーポジティブ⁶の実現を掲げ、野生生物の保全に係る基本戦略や行動目標が示されています。生物多様性が減少することで、多様な生態系のバランスが変化するだけでなく、人類が享受できる様々な恩恵が消失する恐れがあります。今後、具体的な行動方針として制度の活用等を含めた野生生物保全の取組を検討し、実行していくことが求められています。

1 生物多様性国家戦略 2023-2030（2023年 環境省）

2 東京都では1998年より約10年ごとに保護上重要な野生生物種のリストを東京都版のレッドリストとして作成し、掲載種の生息状況等を取りまとめたものを東京都版のレッドデータブックとして発行している。

3 東京都生物多様性地域戦略（2023年 東京都）

4 東京都レッドデータブック 2023 東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）解説版（2023年3月 東京都環境局）

5 レッドデータブック東京 2014 東京都の保護上重要な野生生物種（島しょ部）解説版（2014年3月 東京都環境局 自然環境部）

6 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。2022年に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」で2030年ミッションとして「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動を取る」ことがスローガンとして掲げられた。

年代	東京都の動き	国の動き	世界の動き	
～1980年代	1966		世界の絶滅のおそれのある野生生物種 (公表)	
	1972	東京における自然の保護と回復に関する条例 (公布)		
1990年代	1980		ラムサール条約、ワシントン条約 (締結)	
	1992		地球サミット (環境と開発に関する国際会議) (リオデジャネイロ) 気候変動枠組み条約 (採択) 生物多様性条約 (採択)	
	1995		第1次生物多様性国家戦略	
	1997		気候変動枠組み条約 京都議定書 (採択)	
	1998	レッドリスト1998年版		
2000年代	2000	野生生物との共生を目指して -東京野生生物保護育成方針-		
	2001	東京における自然の保護と回復に関する条例 (改正)		
	2002		第2次生物多様性国家戦略	
	2004		外来生物法 (公布)	
	2007		第3次生物多様性国家戦略	
2010年代	2008		生物多様性基本法 (公布)	
	2010	レッドリスト2010年版	第4次生物多様性国家戦略	生物多様性条約 愛知目標 名古屋議定書 (採択)
	2012	緑施策の新展開	第5次生物多様性国家戦略	SATOYAMAイニシアティブ 国際パートナーシップ (発足)
	2014		絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略	
	2018		希少野生動植物種保存基本方針 (変更)	
2020年代	2020	レッドリスト2020年版		
	2022			昆明・モンリオール生物多様性枠組み 「ネイチャーポジティブ」 (COP15) (採択)
	2023	東京都生物多様性地域戦略 レッドリスト2020年見直し版	第6次生物多様性国家戦略 外来生物法 (改正)	
	2024	東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針		

図1-1 野生生物の保全に関わる国内外の動き



図1-2 東京都レッドデータブック (本土部) 掲載種の経年変化⁴

図1-3 2010年版から2020年見直し版にかけての本土部の絶滅種の種数変化⁴

コラム 東京都レッドリストから見る植物の危機的状況

東京都レッドリスト（本土部）（以下、「レッドリスト」という。）の掲載種は、改定の度に増加しています。例えば、2010年版と2020年見直し版の植物の掲載種数は、西多摩、南多摩、北多摩、及び区部のいずれのエリアにおいても増加し、特に近い将来に絶滅の危険性が高い種（右図：絶滅危惧Ⅰ類（CR, EN））の増加が顕著です。また、絶滅種（右図：絶滅（EX））のランクも増加しています。

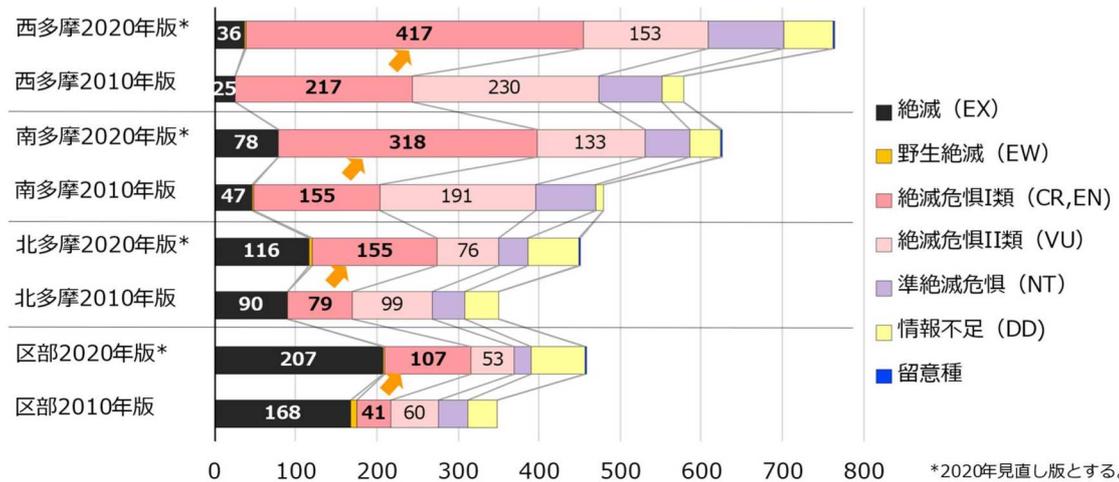


図1-4 レッドリストの（本土部・植物）の掲載種数の変化

これらレッドリストの掲載種の減少要因は様々ですが、特に開発による生育環境の消失や劣化、植物採取、里地里山の管理・利用の縮小による遷移の進行や植生変化等が多くの種の減少要因となっています。また、過剰な利用・管理の一つでもある人の踏みつけや不適切な環境管理、ニホンジカによる食害、局所分布、外来種による競合、農薬汚染や温暖化等の影響が減少要因となっている種もみられます。

上記のことから、東京都の本土部における植物種は危機的状況で、今後さらに絶滅種や絶滅危惧種が増え続ける恐れがあり、適切かつ早急な保全対策が必要です。

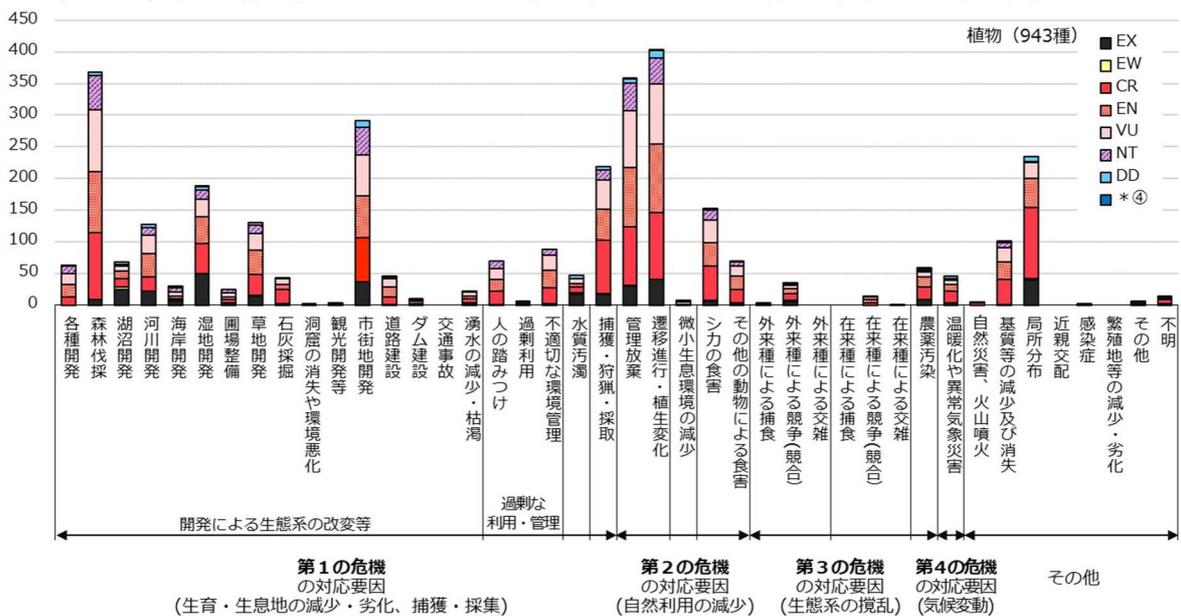


図1-5 レッドリスト（本土部 植物）掲載種の減少要因

2. 方針策定の目的

野生生物は、人類生存の基盤である生態系の基本構成要素であり、大気・水・土壌などの物理・化学的環境とあいまって、物質循環やエネルギーの流れを担うとともに、その多様性によって生態系のバランスを維持しています。また、食料、衣料、医薬品等の資源として利用されるほか、学術研究、芸術、文化の対象として、さらに生活に潤いや安らぎをもたらす存在として、人間生活に欠かすことのできない重要な役割を果たしています。さらに、自然環境の中では、様々な生息・生育環境において、絶滅の危険が増大している種（以下、「絶滅危惧種」という。）と普通に見られる種（以下、「普通種」という。）が互いに関係し、つながり合いながら生息・生育しており、いずれも生物多様性を支える上で重要な構成要素です。このため、絶滅危惧種の保全はもとより、普通種を普通種のまま維持するという考え方に基づいた保全策を進めていくことが重要です。

東京都では、近年、都市化が進行する過程で、多様な特徴的な生態系が失われるとともに、多くの野生生物が絶滅の危機に陥っています。このまま放置しておいたり、適切な対策を行わないでいけば、図1-6に示すように、絶滅種が増えるだけでなく、これまで普通に見られていた生物種が絶滅危惧種へと移行してしまうことが予想されます。一方、適切な対策を行うことにより、これ以上、絶滅種を増やすことなく、絶滅危惧種が減少するような状況を目指すことができます。

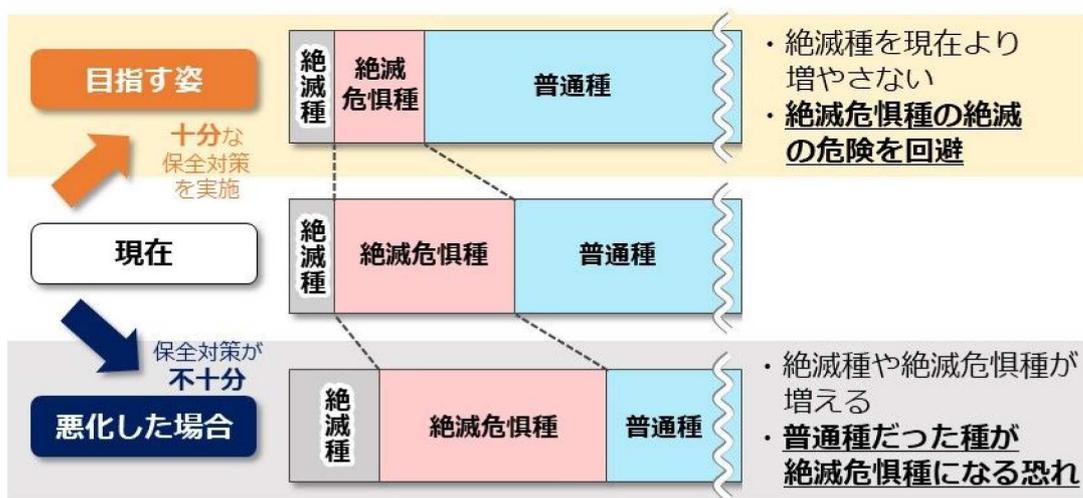


図1-6 野生生物保全の目指す方向

このため、東京の野生生物の危機的現状の打開に向けた戦略的な方針を掲げることが必要とされています。これらを踏まえ、本方針では、都内のあらゆる主体に向け、野生生物保全の具体的な対策に関する基本的な考え方や対応の方向性を示すことを目的としています。また、2020年をベースラインとして、2030年までに東京の生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現に向け、地域戦略の行動目標である「新たな野生絶滅 ZERO アクション」⁷及び、「生物多様性バージョンアップエリア10,000+」⁸の実現を目指します。これらの実現により、30by30（サーティバイサーティ）⁹等といった国内及び国際的な目標の達成に対しても貢献していきます。

なお、本方針は取組成果の検証をしながら適宜方針の見直しを行い、長期にわたって東京都に生息・生育する野生生物の継続的かつ実践的な保全に寄与していくものとします。

7 2030年時点で、新たに野生絶滅となる種がゼロとなるよう、減少している野生生物の保全・回復を図るための実効性のある取組を様々な主体とともに実施することを目指す。

8 生きものの生息・生育空間や生態系サービスの維持・向上を図るエリアを「生物多様性バージョンアップエリア」として位置付け、2030年までに10,000haとすることを目指す目標。

9 30by30（サーティバイサーティ）：生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。

3. 本方針における用語等の使い方

(1) 本方針における「種」と「ハビタット」

野生生物の世界は、生態系、生物群集、個体群、個体など様々なまとまりのレベルで成り立っており、それぞれのレベルでその多様性を確保することが生物多様性を保全する上で重要です。これらのうち、特に種ごとの個体は、野生生物の世界における基本単位であり、人類共通の財産である生物の多様性を確保し生態系サービスを提供する観点からも、その保全は極めて重要です¹⁰。

種 (species) は、生物分類の最も基本的な単位ですが、同じ種でも地域ごとに形態や遺伝子の変異が認められることがあります。特に孤立性の高い火山島の伊豆諸島や海洋島の小笠原諸島では、それが顕著に現れます。例えば、伊豆諸島と本州では、同種の植物であっても伊豆諸島の方が葉や実が大型化しているといった違いが見られることがあります。生息・生育する地域ごとに異なる形態や遺伝子を持つなどの、種内での違いについても大切にすることが生物多様性を保全する上で重要であり、本方針もこうした考えに基づいています。

ハビタット (habitat) とは、生物種における個体あるいは個体群が生息、生育する場所のことを意味します。厳密に定義すると「形態的に一定のまとまりを持った場所のうち、生物が生活史の全体あるいは各段階（採餌、産卵、孵化等）で利用する場所」となります。生息・生育場所は、単に位置的場所としてではなく生活環境として把握され、その性状を表示します。様々な人間活動が営まれている東京には、大自然のみならず、都市域であっても公園や街路樹、庭先などを巧みにハビタットとして利用している様々な野生生物が存在しています。

10 希少野生動植物種保存基本方針（平成 30 年 4 月 17 日環境省告示 38 号）

(2) 本方針における「生態系」

生態系 (ecosystem) とは、「食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取りまく無機物環境（水、大気、光など）の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまり」¹¹を指します。

一般的に生態系のタイプは、自然環境のまとまりや見た目の違いから区別される場合が多く、森林生態系や草原生態系、海洋生態系、又は個々の川や湖の生態系などがあります。また、他の生態系内に入れ子のように成立しているものもあり¹²、小さな水路や水たまりの生態系などもあります。このように、生態系の境界は必ずしもはっきりしているものではありませんが、様々な規模・広がりで捉えることができます。また、森林と草原、森林と水域のように、隣接する生態系をつなぐエコトーン（移行帯）は、生物多様性を高める上で重要な役割を果たしており¹³、複数の生態系を複合的に捉えることも重要です。

本方針では、上記の観点を踏まえながら、生態系を重要なキーワードとして、使用します。

(3) 本方針で扱う「保全」等の用語

本方針では、良好な自然環境が現存している場所において、その状態を積極的に維持する行為を「保全」ととらえ、以下に示す用語を含む包括的な用語として整理して用います¹⁴。

回復：劣化した自然環境が自律的に元の姿に戻っていくことを支援する行為

再生（復元）：自然環境が損なわれた地域や劣化した地域において、それらの自然環境を人間の手で元の状態に戻す行為。

創出：大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為。

11 国立環境研究所 探求ノート「さまざまな生態系」（2021年9月一部改訂）(https://tenbou.nies.go.jp/learning/note/theme2_2.html)（2024年7月2日閲覧）

12 TEEB (2010), The Economics of Ecosystems and Biodiversity Ecological and Economic Foundations. Edited by Pushpam Kumar. Earthscan: London and Washington.

13 環境省平成8年版環境白書（1996年 環境省）

14 自然再生基本方針（2019年 環境省）等を参考に作成

第2章 野生生物をめぐる現状と課題

1. 野生生物が直面する現状

(1) 野生生物の生息・生育環境の特徴

ア 自然的要素からみた特徴

a. 気候帯と植生帯の多様性

東京都には、本土部と島しょ部の全体で東西約1,600 km、南北約1,700 kmの広がりがあり、本土部では海岸部の海拔0 mから雲取山の海拔2,017 mまで2,000 m以上の高度差が、伊豆諸島（最高854 m）と小笠原諸島（最高916 m）ではともに標高800 m以上の高度差があります。それに伴い、山地部の亜寒帯や冷温帯、低山から低地及び伊豆諸島の暖温帯、小笠原諸島の亜熱帯や沖ノ鳥島の熱帯まで多様な気候帯が存在しています（図2-1）。

さらに、気候帯に応じて、山地では亜高山帯針葉樹林（シラビソ林など）や山地帯の夏緑広葉樹林（ブナ林やミズナラ林など）、低山から低地及び伊豆諸島では低山帯の照葉樹林（シイ林やカシ林など）、小笠原では亜熱帯の湿性高木林（コブガシ林など）や乾性低木林（コバノアカテツ林など）など多様な植生が分布しています。

b. 地形・地質の特徴

東京の地形は、およそ100万年前の隆起により奥多摩を含む関東山地や丘陵地が隆起してできたこと、古多摩川の作用として武蔵野台地の扇状地や崖線が形成されたこと、6,000年前の縄文海進以降の海面低下と利根川などの大河川からの土砂の堆積により低地や遠浅の海が形成されたことなどを成因としています。その結果、本土部は西から山地、丘陵地、台地、低地と標高が低くなり、そこを多摩川などの大河川や神田川などの中小河川が流下し東京湾に至っています。

島しょ部の伊豆諸島と小笠原諸島は、太平洋プレートの沈み込み帯に沿ってその東に位置するフィリピン海プレートの東縁に形成された弧状列島の一つで、本土から孤立し、小笠原諸島はより孤立性が高くなっています。

両諸島を形成する伊豆・小笠原弧は、東西300～400 km、南北1,000 kmで本州に匹敵する島弧です。東側の列に位置する小笠原の聳島列島、父島列島、母島列島はより古い時代に形成され、西側の列に位置する伊豆諸島は現在でも活発な火山活動が見られ、富士山や伊豆半島に連なる富士火山帯の一部を形成しています。

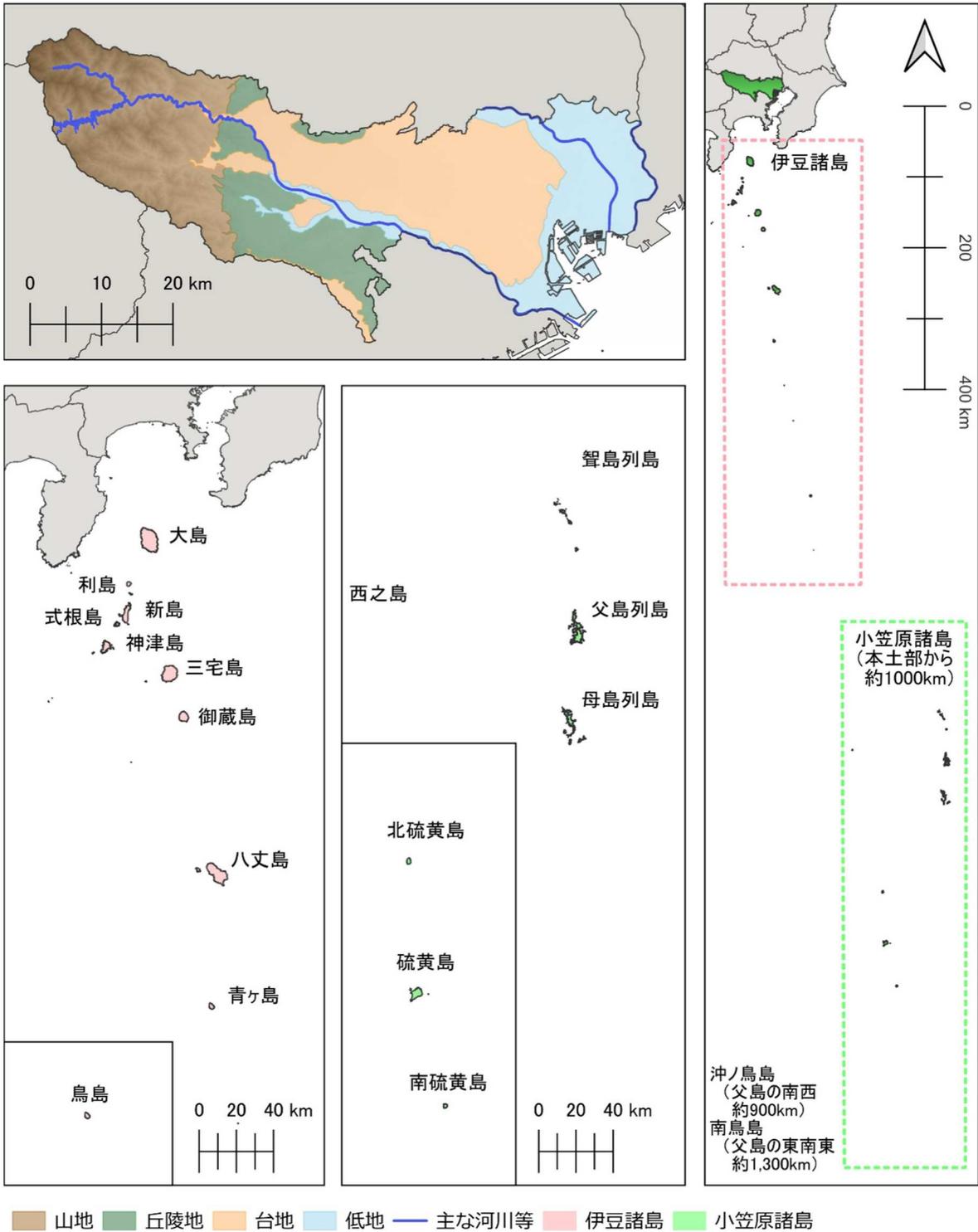


図2-1 東京都のエリア図¹⁵

15 国土交通省 「国土数値情報ダウンロードサイト 行政区域データ東京都（平成22年）」
 (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjImplt-N03-2024.html>)（令和6年3月22日閲覧）

イ 社会的要素から見た特徴

明治時代以降、都市化の進展や干潟の埋め立て、また、特に昭和期以降の土地利用の急激な変化に伴い、野生生物の生息・生育環境は劇的に変化しました。現在の東京は日本の政治と経済の中心地であり、1,400万人の人口を抱える巨大都市です。東京都には本土部（区部、多摩地域）、伊豆諸島、小笠原諸島が含まれますが、本土部、特に区部（23区）を含む東部の地域は、戦後、特に高度経済成長期の急激な人口増加に対応するように市街地が拡大し、都市化が進み、樹林地や農地が大幅に減少しました。これにより、生息・生育の基盤を失った種の減少などが生じています。また、都市周辺部に残された樹林地等についても、管理不足等によりこれまでの環境が維持されなくなった場所も多くみられます。また、東京湾では、経済発展に伴う港湾の拡大と埋立地の増加により、もともとあった自然干潟や浅場のほとんどが消失し、ごく一部に干潟や浅場が残るだけとなりました。

一方で、公園や街路樹等のまとまった緑は増加しており、屋敷林や住宅の庭などの緑地は小規模ながら無数に存在しています。また、都心部では、皇居や新宿御苑などの古くから土地が改変されていない、比較的大規模な緑地が野生生物の生息・生育環境の核として機能しています。さらには、近年では、都市開発の機会を捉えた緑地の創出や、在来種を積極的に植栽し地域の生態系に配慮した緑化など、緑の量に加え質の確保への取組も進められています。その一方、人の往来や物流の多い都市環境の特徴として、外来種の侵入リスクが高いことも挙げられます。

ウ エリアごとの特徴

東京は、亜寒帯から熱帯、高山から低地、陸域と海域、自然地や二次的自然地から人工改変地などの多様な環境を有し、それぞれの特徴に応じた野生生物保全の取組が必要とされています。これらの特徴的な環境を国の生物多様性国家戦略の地域区分を参考に、東京の特性に沿って、本方針では森林環境エリア、里山環境エリア、都市環境エリア、河川環境エリア、東京湾エリア、伊豆諸島エリア、小笠原諸島エリアの7つに分けました（表2-1、図2-2）。

表2-1 東京のエリア区分と特徴

エリア区分	地形区分	エリアの特徴
森林環境エリア	山地	本土部の西部に位置し、ほとんど（または全域）が森林に覆われている地域
里山環境エリア	丘陵地	森林環境エリアと都市環境エリアの間に位置する里地里山の地域
都市環境エリア	台地、低地	開発が進み、ほとんど（または全域）が市街地で人間活動が集中する地域
河川環境エリア	河川	大河川や中小河川、用水路や湖などの河川敷を含む地域
東京湾エリア	沿岸	沿岸域海岸線を挟む陸域及び海域の地域
伊豆諸島エリア	島しょ	海洋域にある伊豆諸島の島々
小笠原諸島エリア		海洋域にある小笠原諸島の島々

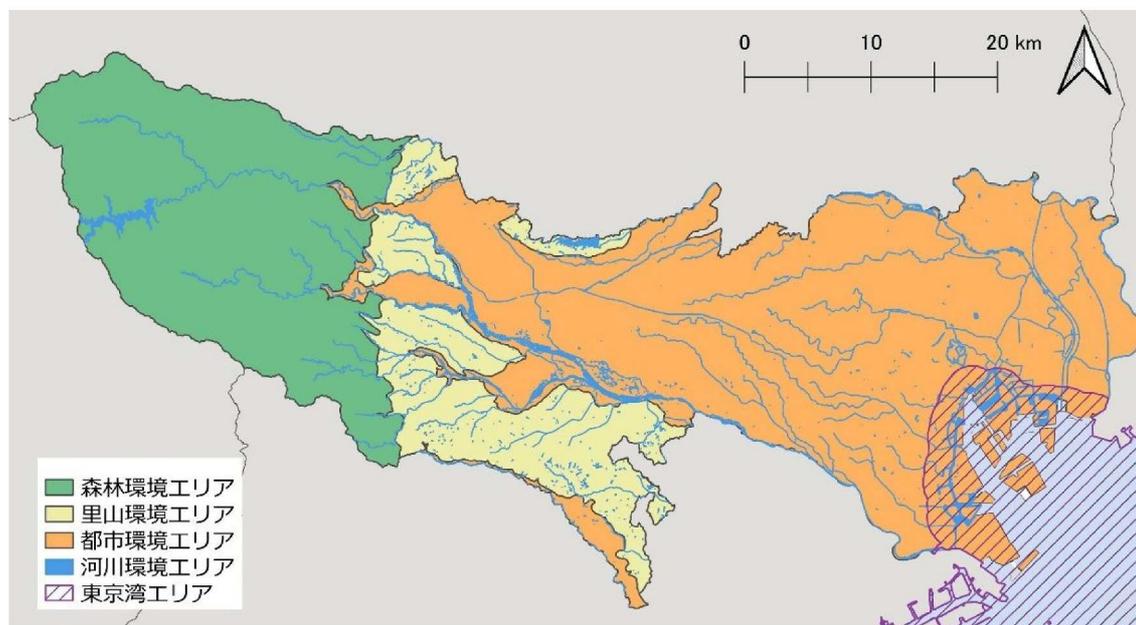


図2-2 本土部のエリア区分図（島しょ部のエリアは図2-1参照）

(2) 各種影響から見た危機的状況

野生生物の生息・生育にダメージを与える要因の中で、東京において大きなダメージを与えている以下の4つの危機（インパクト）について示します。

- ① 開発など人間活動による危機（インパクト）
- ② 自然に対する働きかけの縮小による危機（インパクト）
- ③ 人により持ち込まれたものによる危機（インパクト）
- ④ 地球環境の変化による危機（インパクト）

ア 開発など人間活動による危機

a. 開発等による野生生物の生息・生育環境の減少及び分断・孤立化

市街地開発、河川整備、湾岸の埋立てなど様々な開発により土地が改変され、野生生物の生息・生育地が直接的に失われています。これにより野生生物のハビタット（野生生物が生息・生育に利用する場）が減少し、分断・孤立化することにより生息・生育環境が劣化しています。

このような開発による生息・生育環境への影響は、高度経済成長期に顕著でしたが、現在も都内の様々な場所で起きており、野生生物の良好な生息・生育地は非常に少ない状況となっています。

b. 過剰な捕獲や採取等による個体数の減少

観賞用となるラン科植物やペットの対象となる両生類などの販売目的の乱獲や、行き過ぎた愛好家によるクワガタ類などの過剰な採取が起きています。これらによりハビタットそのものは存在していても個体数が減少し、絶滅危惧種や絶滅種に移行する種が増えていることが問題となっています。

c. 登山者等の踏圧による生息・生育環境の消失や劣化

利用者の多い登山道や山頂周辺、丘陵等の植物や野鳥観察の人気スポットでは人が集中し、写真撮影や観察目的で山道を外れ、踏みつけによる植生の裸地化や荒廃が生じるなど、野生生物の生息・生育環境の消失や劣化が問題となっています。

イ 自然に対する働きかけの縮小による危機

a. 里山環境の利用の縮小等で進む野生生物の生息・生育環境の消失や劣化

雑木林や谷戸の水田に代表される里山環境は、人の手で管理し利用されることで維持されてきました。しかし、燃料革命や減反政策以降、それらの利用価値が下がるとともに管理放棄も進みました。萌芽更新等により維持されていた雑木林の多くは、植生遷移の進行によりササやアオキ、シュロが林床に密生した暗い樹林となりました。その結果、明るい森林に生息・生育していた種群のハビタットが消失してしまいました。生産効率の低い谷戸の源頭部においては、農地の遊休地化などが進むことにより、多様な野生生物の生息・生育環境が失われました。

b. 狩猟者の減少などにより増加したニホンジカの食害による植物の個体数の減少及び生息・生育環境の消失や劣化

ニホンジカは、人による乱獲後の禁猟政策や、積雪量の減少、造林や草地造成などによる餌となる植生の増加、中山間地域の過疎化などによる生息適地である耕作放棄地の拡大、狩猟者の減少などによって死亡率が低下し、急激に個体数が増加しました¹⁶。増加したニホンジカが森林の林床植物や草原の植物を餌とすることにより、絶滅が危惧される植物が増加しています。また、林床植生や草原植物を餌とする野生動物が減少し、絶滅が危惧される種も認められるようになっていきます。ニホンジカは、狩猟者の高齢化による減少などにより、分布を丘陵地に広げて、影響を拡大しつつあります。

16 「いま、獲らなければならない理由—共に生きるために—」(2021年 環境省)
(https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5/imatora_fin.pdf) (2024年7月16日閲覧)

コラム ニホンジカの分布拡大による森林の林床植生への影響

大型鳥獣の代表であるニホンジカは、近年、全国でその生息域を拡大し、森林生態系や農林業へ被害を及ぼしており、東京都においても例外ではありません。東京都では、ニホンジカの分布域が西多摩地域の山地とその東に連なる丘陵地のほぼ全域、南は高尾山に及んでおり、町田市との境界付近においても確認されつつあります（図2-3）。また、推定生息数は令和元年度末時点で約3,500頭となっており、平成17年度の調査開始時から横ばい傾向となっています¹⁷。

ニホンジカの食害による林床植物などへの影響は、特に植物、哺乳類、鳥類、昆虫類等で見られ、東京都レッドデータブック（本土部）2023においても、植物では、ツバメオモト、ツマトリソウ、アカバナヒメイワカガミ、カニコウモリなど、山地帯から亜高山帯に分布しニホンジカが採食する植物が新規掲載種となるほか、動物では、ニホンジカの食害により林床や林縁植生等が減少することで影響を受けている種は、ほとんどが新たな掲載種となっています。また、昆虫類でも、ニホンジカの食害により山地の林縁や林床植生が減少することにより、スジグロチャバネセセリやヘリグロチャバネセセリなどが新たな掲載種として挙げられています¹⁷。

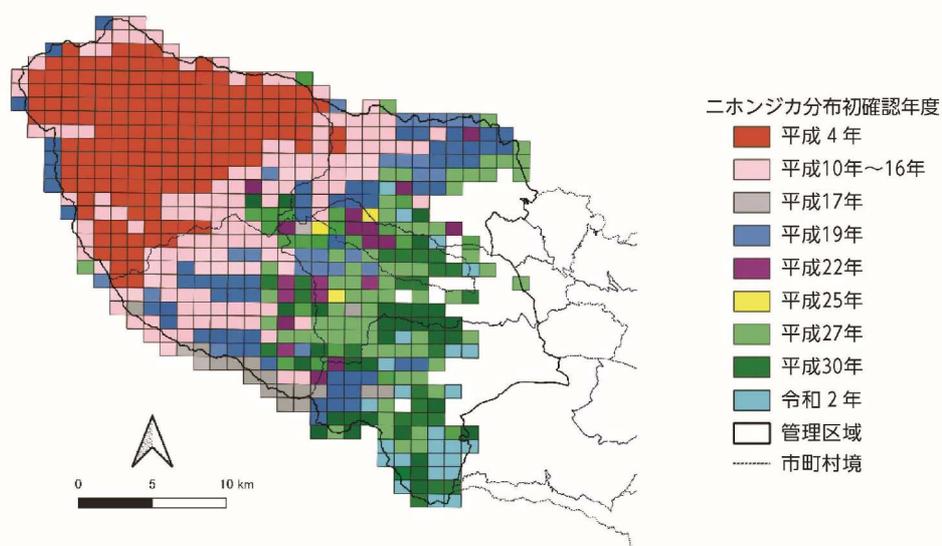


図2-3 東京におけるニホンジカの分布域の変化¹⁷

ウ 人間により持ち込まれたものによる危機

a. 外来種の侵入による野生生物の個体数減少と生息地の消失や劣化

侵略的外来種であるアライグマやオオクチバス、アレチウリなどは多くの地域で問題となっています。伊豆諸島ではキョンや本土部から移入されたニホンイタチ、小笠原諸島ではノヤギやグリーンアノールなど本土部とは異なる侵略的外来種の影響が深刻です。これらの分布が広がり、個体数が増加することを通じて、直接的な捕食のみならず、種間競合による在来種の駆逐、旺盛な繁殖力による植生の改変や生態系のかく乱などの間接的な環境改変によって、多大な影響を受けています。

b. 国内外来種による遺伝的かく乱

河川などでは遺伝的に系統の異なる国内外来種が意図的に、あるいは非意図的に導入され、それらと在来種が交雑することで、遺伝的に固有な在来個体群が減少し絶滅の危機に瀕している地域が多くなっています。種苗放流時に混入したカマツカなどの国内外来種は、河川や用水路を流下、遡上して分布拡大し、競合や遺伝的かく乱を引き起こしています。

c. 海外や隣接県からの外来種の侵入

東京港や羽田空港は、日本における貿易の最大の窓口になっており、新たな外来種が国内に導入される可能性が最も高い場所の一つとなっています。ヒアリやセアカゴケグモはコンテナや貨物への混入、チチュウカイミドリガニなどは貨物船のバラスト水への混入が侵入経路とされています。

また、山地部の森林のつながりや河川のつながりなどを通じた、隣接県からの新たな侵略的外来種の侵入も確認されています。ナガエツルノゲイトウは、荒川の上流から流下し東京都内にも分布を拡大しています。その他、千葉県からはキョンの侵入も懸念されています。

d. 島しょ部における外来種による捕食や遺伝的かく乱の影響

伊豆諸島や小笠原諸島では、島々の成り立ち等から多くの固有種が生息・生育し、又島ごとに異なる生態系や種構成が成立していますが、外来種による捕食、在来種との競合、遺伝子かく乱等の影響が深刻になっている、又は今後の影響が懸念される状況となっています。

伊豆諸島の一部（利島、三宅島、八丈島、青ヶ島）では、ネズミ対策のため導入されたニホンイタチの捕食によりオカダトカゲが急減し、それに伴い捕食者のサシバが減少するなど生態系に影響を及ぼしています。また、オオミズナギドリの有数の繁殖地である御蔵島では、ノネコによる捕食等により、本種の生息数が激減しています。

小笠原諸島はそれぞれの島の規模が小さく、生態系の構成要素が少ないことから、外来種の侵入に対して非常に脆弱とされており、既に多くの島々で外来種による影響が深刻化しています¹⁸。例えば、小笠原諸島だけに分布する固有種であるオガサワラシジミは、外来種のグリーンアノールによる捕食等の影響により、1990年代までに父島列島からその姿を消し、母島においても2018年以降個体が確認されなくなっています¹⁹。本種の絶滅の危険性が非常に高い状況にある中、グリーンアノールの捕食による他の固有種の減少は、現在も続いています。さらには陸産貝類への大きな脅威となっているニューギニアヤリガタウズムシ等の新たな侵略的外来種の侵入など、依然として島独自の生態系に多大な影響が及ぼされています。

e. 化学物質による生態系への影響

農薬や化学肥料などの過剰使用は生物多様性へ負の影響をもたらします。東京都レッドデータブック（本土部）2023によれば、各分類群の専門家による評価において、水生生物を中心に、化学物質による環境や生体への影響が減少要因にあげられています。

Ⅱ 地球環境の変化による危機

近年の気候変動や地球環境の変化を受け、自然災害が激甚化・頻発化したことにより生息・生育地が消失しまうなどの負の影響が確認されています。特に生息・生育環境が限定されている種は影響を受けやすい状況にあります。また、元々は東京よりも南に生息している南方種の進出、植物の開花時期や渡り鳥の飛来時期などの生物季節の変化など、温暖化が原因とみられる変化も確認されています。

18 世界自然遺産小笠原諸島 管理計画（2024年5月 環境省、林野庁、文化庁、東京都、小笠原村）

19 東京ズーネット「オガサワラシジミの生息域外個体群の繁殖途絶について」（2020年8月）（https://www.tokyo-zoo.net/topic/topics_detail?kind=news&inst=&link_num=26374）（令和6年7月7日閲覧）

2. 野生生物の保全上の課題

東京都ではこうした野生生物の危機的状況に対し、保全地域等の指定や、外来種対策などに取り組んできました。これらは一定の成果を挙げているものの、新たな野生絶滅を止めることができていません。これには、次のような保全上の課題があると考えられます。

(1) 希少種に着目した保全策の限界

これまでの野生生物の保全施策は、主に希少種に着目した情報をもとに、種ごとに対策が講じられてきました。このまま手をかけずに放置すれば絶滅が予想される種などについては、種ごとの適切な保全策を積極的に講じることが必要不可欠です。一方で、種ごとの対策の場合、現時点で把握されていない種への対応が困難であることや、保全対象種を支えるほかの生物や環境への配慮が不足がちになること、絶滅が危惧される状態になり初めて対策が検討される傾向があるなどの課題があります。また、生物種はその生息・生育環境において、他の生物種と深く関わり合いながらその関係性の中で生存しており、そうした生物種間のつながりも含めて保全施策を講じることで、より多くの生物種の保全にもつながっていきます。

(2) 優先度に応じた保全策の必要性

東京都では、野生生物の種ごとの絶滅危険度に関する評価としてレッドリストが約10年ごとに更新され、保護上重要な野生生物種として広く認識されてきました。一方、希少な種が多く生息していたり、地域を特徴づけるような植物群落や景観を有する保護上重要な生態系については、消失や減少が危惧されているにも関わらず、体系的に把握されておらず、事前に保全策を講じることが難しい状況です。また、外来種対策においても、経済活動が活発で人口が多い東京では、多種多様な外来種が国外のみならず国内の別の地域から持ち込まれ、在来の野生生物に甚大な影響を与えていますが、優先的に対策を講じるべき種や環境などが把握されていません。野生絶滅をこれ以上増やさないためには、保護上重要な生態系などの把握や、優先的に対策すべき希少種や外来種などを示し、効果的に対策を進めていくことが必要です。

(3) 法令等の制度の積極的活用

都内の野生生物の中には、積極的な対策を講じなければ野生絶滅を免れることができない種が既に存在しています。そうした際に、法令等による規制や保護施策を講じることが有効に働くことがあります。例えば、採集や捕獲、損傷を法令等で規制するために種や保護エリアを指定したり、専門機関と連携し遺伝的な系統を保存するための保護増殖事業に取り組むこともその一つです。また、野生生物保全に効果を発揮する法令や条例等は複数あることから、それぞれの法令等の特性に応じながら制度を適用するなど、今以上に積極的に活用していくことが必要です。

(4) 減少要因の把握と対策の拡充

東京都における野生生物の減少要因は、開発等による直接的な生態系の破壊、里地里山の管理や利用の縮小、鳥獣利用の減少などによる二次的植生の消失やニホンジカの分布拡大、外来種による捕食や競合、気候変動及び異常気象の増加などがあげられます⁴。人間活動が特に活発である東京は、高度経済成長期以降にこれらの影響が急速に増大してきたと考えられます。地域の実情に応じた減少要因の把握とそれに対応した対策の実施が必要となっています。

(5) 野生生物保全に関する課題の認識が浸透していない状況

野生生物を保全することの重要性についての認識が浸透していないことで、保全の取組に対して理解や協力が得にくい場合がみられます。一方、近年では、企業の生物多様性に貢献する姿勢や配慮に対し、国際的な評価を受け、経済価値を生み出すような動きも出てきています。また、大自然が多く残る島しょ部や山地では、野生生物の多様さは観光資源ともなり、その保全が地域の収入にも結び付くなど、人と野生生物の共生が人々の暮らしやすさにもつながるようになっています。私たちの日常は、多くの生物に癒されるなど、生態系サービスを享受することで豊かさを感じることができています。野生生物の保全が私たちの暮らしや経済と密接に結びついていることへの認識が十分ではないのが現状です。

(6) 生物多様性情報の散在、専門機関との連携が不十分

東京都には自然史情報を収集、蓄積、分析する博物館機能を有する専門施設がないため、野生生物の状況を把握するための種の分布情報や、行政が保有する生物調査結果等の生物多様性に関する情報が一元的に集約、蓄積されてきませんでした。また、専門機関との組織的な連携なども十分に行えていないことから、科学的データに基づく絶滅の危険度評価や、保全計画の策定、対策の効果検証などについても十分にできておらず、適切かつ効果的な保全施策を進めることが困難な状況です。

(7) 連携や協働を図るための場が不足

これまで、生物多様性に関する情報や保全のための技術の共有などを行うための、取組主体間同士が連携を図るための「場」が十分ではなかったために、それぞれの主体が保有する有用な情報が広く活用されずにいることも見受けられました。これらの状況を変えていくには、野生生物の保全活動を支える人材を育成し、様々な主体の連携と協働を促していくためのネットワーク等の構築が必要となっています。

新たな野生絶滅をこれ以上増やさないような効果的・効率的な保全の取組を促進し、東京都のネイチャーポジティブの実現を目指していくには、これら保全上の課題を解決しながら、これまで以上に、戦略的に保全策を講じていく必要があると考えます。次章にそれら戦略的な保全方針を掲げます。

第3章 野生生物の戦略的保全

1. 基本理念と戦略的保全の考え方

野生生物が減少する要因は様々ですが、近代、人間活動による影響が主な要因となっており、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態での速さを大きく逸脱しており、このままの状況では、現在の絶滅危惧種が新たな絶滅種に、普通種が新たな絶滅危惧種へと移行することが懸念されます。そこで、本方針に示す戦略的保全の考え方を都内のあらゆる主体の中に浸透させながら、野生生物を取り巻く環境の適切かつ効果的な保全や回復の取組を推進していきます。このことにより、人間活動の影響による野生生物の絶滅を新たに生じさせない環境づくりやそれを支える仕組みづくりを目指します。

生態系内には多くの生物種が存在し、相互に関係しながら、安定性を保っていることから、生態系を保全することが、保護上重要な生物種を守るために重要となります。そのため、種ごとに絶滅回避の手立てを考える「種」に着目した保全の考え方に加え、それらを取り巻く普通種や生息・生育環境を含む「生態系」に着目した保全の考え方が必要になります。

また、保護上重要な野生生物の主な減少要因となっている、侵略的な外来種への対策を積極的に推し進める必要があります。人口が多く社会経済活動が活発な本土部は、外来種の侵入や分布拡散が生じやすい環境です。また、孤立した固有の生態系を持ち、外部からの影響を受けやすい脆弱な生態系を持つ島しょ部では、島外から導入された侵略的外来種が、保護上重要な野生生物のみならず、島の生態系全体に甚大な影響を与えています。島の人々のくらしや経済活動を守る上でも、外来種対策の促進が必要となっています。

本方針においては、これまでの「種」に着目した保全アプローチに加え、「生態系」に着目した保全アプローチの両輪で野生生物の保全を目指し、外来種対策の促進や野生生物の保全を進めます。

<「種」に着目した保全アプローチ>

「種」に着目した保全アプローチとは、図3-1に示すように、特定の種（絶滅危惧種等）を対象に、ハビタット（野生生物が生息・生育に利用する場）の保護や個体の増殖などにより、個体数の減少防止や回復等を図り、本来のハビタットにおいて安定的に存続させることを目標とする保全アプローチのことです²⁰。種の保存法に基づく取組や、国や自治体が作成したレッドリスト掲載種を対象に取り組む保全施策、環境アセスメントなどにおける対応もこれに当たります。

²⁰ 絶滅危惧生態系：種を超えた保全のアプローチ（2013年 佐伯いく代ほか、保全生態学研究 18巻 2号 p. 187-201）

＜「生態系」に着目した保全アプローチ＞

「生態系」に着目した保全アプローチとは、図3-1に示すように、希少種等の特定の種のみに着目するのではなく、希少種を含む生態系を構成するすべての要素とシステムを保全しようとするアプローチのことです。図の中では、「雑木林」「草地」「湿地」とタイプを分けてアプローチの例を挙げていますが、野生生物の中には生活史の各ステージにおいて様々な生態系を利用しているものも多く存在することから、これらにまたがる複合的な生態系に対するアプローチも必要となります。一般に「種」に着目した保全アプローチは、絶滅の危険性が極めて大きい特定の種を対象にしており、時間と労力が必要になるため、対応できる種は限られます²⁰。一方、「生態系」の保全では、普通種を含む野生生物全体の保全を行うことを目指すことで、多くの種に対する保全策を進めることができます。

「種」に着目した保全アプローチ及び「生態系」に着目した保全アプローチの両輪で野生生物の保全を進めていくためには、絶滅危惧種が多く生息・生育する生態系や、地域の特徴的な生態系を把握すること、また、その価値を多様なステークホルダーと共有しながら戦略的な保全の取組を推進することが重要です。また、着実に成果を得ていくために、専門的かつ科学的知見に基づく保全の実践や、野生生物に配慮した社会・経済活動を推進することが必要となります。これらの行動が、地域との連携や多様な主体との協働のもと実践されることによって多くの人々の理解を得ることにつながり、ひいては社会全体による生物多様性の保全や回復に向けた行動変容を生み出していきます。

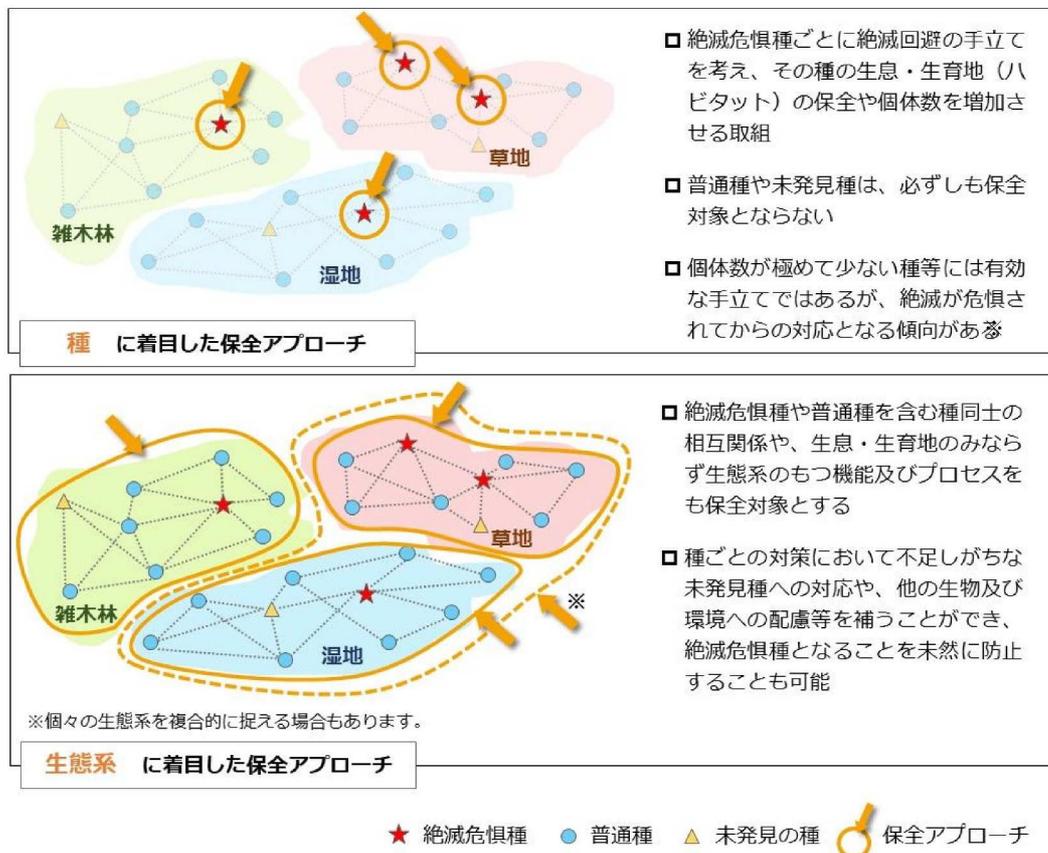


図3-1 「種」からの保全アプローチと「生態系」からの保全アプローチ

2. 7つの保全戦略

本方針では、先に記述した野生生物保全上の課題などを踏まえ、下記の7つの保全戦略を掲げます。これら7つの保全戦略は、目標に向けた4つの主要な行動（戦略1～4）と、それら主要行動の原動力となる3つの基盤的な行動（戦略5～7）に分けられます（図3-2）。

主要な行動	
戦略1	生態系に着目した保全アプローチ
戦略2	種に着目した保全アプローチ
戦略3	外来種対策の実践の促進
戦略4	都市における生態系の保全
主要行動の原動力となる基盤的な行動	
戦略5	専門知に基づく保全の推進
戦略6	野生動植物に配慮した社会・経済活動の推進
戦略7	連携や協働が生み出す効果的な保全の促進

図3-2 7つの戦略的保全

戦略1 「生態系」に着目した保全アプローチ

(1) 基本的な考え方

生態系は、山塊全体を含む大規模なものもあれば、これを構成する森林や草原等の小規模な生態系もあり、溪流沿いの岩角地や石灰岩地などの特殊な環境に成立する生態系など、多様な生態系があります。また、野生生物の保全にあたっては、生物種やそのハビタット（野生生物が生息・生育に利用する場）を保全するだけでなく、生態系を支える生物種間のつながりや、生態系が持つ機能やそのプロセスをも保全していくことが重要です。こうした面的な自然の保全により、単に生物種が存在するだけでなく、多様な生態系機能が維持、増進されることにつながります。つまり、生態系を保全することで、野生生物の保全はもとより、私たちの日常においても多様な生態系から多くの恵み（生態系サービス）を得ることにもつながるのです。

東京都は、「生態系」に着目した保全に取り組んでいくため、絶滅危惧種が多く生息・生育するエリアや、地域ごとに異なる多様な自然の特性を把握しながら重要な生態系等を「保護上重要な生態系」として抽出し、それらの保全を進めることを目指します。保全に向けては、多様なステークホルダー（関係者）の参画を促しながらそれらを次世代に着実につないでいくための対策や仕組みづくりに努めます。特に保護上重要な生態系においては、これ以上、新たな絶滅種を生み出さないための効果的な保全手法や管理技術を専門知を活用しながら取りまとめ、生物種間のつながりや生態系の機能やプロセスを意識した生態系保全手法として、他地域でも活用できるよう成果の情報発信に努めていきます。

(2) 具体的な取組の方向性

保護上重要な生態系を抽出し、保全に向けた施策や維持管理に関する取組の実践を進めます。実践においては、それぞれの保護上重要な生態系が劣化する要因となっている各種影響の低減を目指します。例えば、森林環境エリアではニホンジカによる食害、里山環境エリアではアンダーユース（管理不足）の課題や人の利用圧によるオーバーユース（過剰利用）への対応など、それぞれの生態系ごとの減少要因を把握し、それらに適した対策の促進を目指します。こうした保全の取組にあたっては、行政や土地の管理者、市民ボランティア、活動団体、専門家をはじめとする多様なステークホルダーとの連携や協働の体制を整えながら、より実行性の高いものとしていきます。

また、保全手法には、法令等を活用した行政による規制を主軸とした保全管理と、市民や民間企業等の多様なステークホルダーとの協働や対話を通じ、合意形成を図りながら保全を目指す取組などがあります。それぞれの特性を活かしながら、どちらか一方ではなく、二重三重と重ねて取り組むことでより一層の効果を目指します。

ア 保護上重要な生態系の抽出

絶滅危惧種が多く生息・生育するエリアや、地域ごとに異なる多様な自然の特性を把握しながら重要な生態系等を「保護上重要な生態系」として抽出、リスト化し、公表していきます。これにより、保全の取組に関する優先度を共有するとともに、そこに生息・生育する野生生物の保全や回復に関する理解と配慮を多様なステークホルダーの中で浸透させていきます。また、それぞれの減少要因であるインパクトの低減に向けた対策の実践にもつなげ、それら保全効果の検証や評価を行うことで、各保全活動主体の取組成果の可視化にもつなげていきます。

「保護上重要な生態系」の抽出に向けて、専門家等の意見を踏まえ、現地調査を含めた基礎データの収集や分析、抽出基準やスケール、重要度等の評価項目などを検討します。評価項目については、単に絶滅危惧種の数の多さだけではなく、生態系の希少性、対策の必要性や緊急度など、様々な評価基準の中から、適宜選択して運用していきます。こうした取組により、早期に適切な保全策を実行に移せるようにします。

イ 法令等による制度を活用した保全

既存の法律や、都や区市町村等の条例、規則等の中には、保護上重要な生態系の保全につながる緑地保全制度や面的な自然環境の保全につながる制度などがあります。保護上重要な生態系のリストを、既存の緑地保全制度に基づくエリアの選定などへ活用することで、生態系保全に向けた担保性を高めていきます。特に、開発等で土地が失われない公有地化の仕組みを有する制度は有効です。代表的なものとして、都自然保護条例による保全地域の指定や都市緑地法による特別緑地保全地区の指定、区市町村等における同様な制度の適用等が挙げられます。また、保全地域内には、積極的に野生生物の生息・生育地保護を目的とした野生動植物保護地区を条例に基づいて指定することができます。現状把握を行いながら、緊急性や重要度に応じてこれら制度の適用を進めていきます。国立公園や国定公園、都立自然公園においては、リストを活用することで、保護計画の見直しなどの検討や生態系の保全・回復に向けた事業の展開などにもつなげていきます。また、既存の緑地保全制度等で保全が図られているエリアでは、それぞれの法令や制度に基づいて保全管理を進める際に、保護上重要な生態系リスト等を活用し、重点的に減少要因であるインパクトの低減に向けた対策を進めるなど、効果的な生態系の機能の維持、回復に努めます。なお、一つの制度により十分な成果を得られない場合には、新たな制度や重層的な制度活用の検討により、野生生物の着実な保全につなげていきます。

ウ 多様なステークホルダーとの合意形成による保全

野生生物の生息・生育環境の回復や再生が推進されるよう、保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域（OECM）においても、国の認定制度への参加を促すとともに、取組を支援し、緑地の確保と適切な保全管理が行われるエリアの拡大を促進していきます。都市の公園緑地や学校施設、集合住宅等におけるビオトープ等の再

生や創出を進めるとともに、地域の多様なステークホルダー間での相互理解を深め、協働による持続可能な保全管理を実現します。これにより、野生生物保全の取組の理解を浸透させるとともに、地域の生態系ネットワークへの貢献につなげます。

また、公共事業や各種民間事業に対しては、リストなどの公表を通じて保護上重要な生態系への配慮を促し、事業の機会を活用した新たな野生生物の生息・生育環境の創出につなげていきます。

東京都は、各種事業者が対象地の生態系ネットワーク上の位置づけや、立地の特性を把握するための基礎情報、周辺における野生生物の分布等の基礎情報を必要に応じて活用することができるよう、情報基盤の整備を進めていきます。そうした基礎情報を活用することで、現存する良好な生態系の保全や創出を促していきます。

エ 保全施策の進め方

「生態系」に着目した保全アプローチにおいては、絶えず変化する生態系の不確実性を念頭におくことが大切です。また、自然環境に関する継続的調査や専門的な検討成果から得られた科学的知見に基づき、実践しながら検証を行い、結果をもとに新たな方策を探る「順応的な保全管理」を進めます。順応的管理における、現況調査やモニタリングにおいては、市民参加型の生物調査等も活用するとともに、科学的知見を活用した対策の効果検証等を専門家のアドバイスのもと進めていきます。

保全策を進める際の対象としては、一つひとつの生態系ごとの保全にとらわれることなく、野生生物の生活史や移動経路などに応じて、いくつか異なる生態系を一つの保全対象として扱うことを検討します。例えば、水辺環境の保全や回復を図る際には、陸域と水域の境界になるエコトーン（移行帯）の創出に努めることで、地域全体の生態系のつながりを視野に入れた保全管理を推進していきます。

また、保全管理の具体的な手法としては、生態系の機能を回復させることを目的とするとともに、その生態系が有する本来のプロセスを把握し、保全管理の手法の中に取り入れていくことも大切です。例えば、一つのエリアにおいて、減少要因となっている外来種対策を行い影響の低減を行うだけでなく、水辺や湿地帯等において植物の遷移やかく乱という変化が必要とされる生態系であれば、それらを保全手法の中に取り組みることにより、生態系のプロセスに配慮した機能の回復を実現することができます。こうした取組が、地域の生態系サービスを回復させるとともに、より向上させることにもつながっていきます。

こうした保全の取組を効果的に促進していくため、良好な野生生物の生息・生育環境となっている代表的な生態系をモデルとして、生物多様性に配慮した保全策を実践、検証しながら効果的な手法や成果を得るとともに、他の地域でも活用できるように、ガイドラインや事例紹介として情報発信していきます。その際、野生生物の保全に取り組む市民にも普及啓発を行い、協働に向けた仕組みづくりを行うことで、本方針が保全活動の現場で活用されるよう促していきます。

戦略2 「種」に着目した保全アプローチ

(1) 基本的な考え方

すでに絶滅に近づいている種や、絶滅に向かう危険がより一層高まることが予測される種など、対策の緊急性の高い種の個体や個体群を維持、回復させるためには、「種」に着目した保全が不可欠です。

「種」に着目した保全アプローチでは、各種法令等に基づく制度を活用し、保護対象の種や生息・生育場所を指定すると共に、そのハビタットを保全、回復させるための保護計画等の策定や実践により、生息・生育地内において対象種の個体数や個体群を維持、回復させるための生息域内保全を行います。生息域内保全においては、個体だけでなく生息環境であるハビタットとの関係性に注目していくことが大切です。また、それでも個体数が極めて少なくなる場合やその危険が迫っている場合には、専門機関との連携のもと、自然の生息・生育地外において、人の管理下で個体や遺伝資源の保存を行うための生息域外保全に取り組みます。また、保全対象種の採集や損傷等に関する規制を伴う条例の適用においては、抑止力を担保するための監視体制の仕組みの整備や、保護計画に基づく保全策の成果の把握に向けたモニタリング調査の充実や検証の仕組みづくりなどを整えていきます。

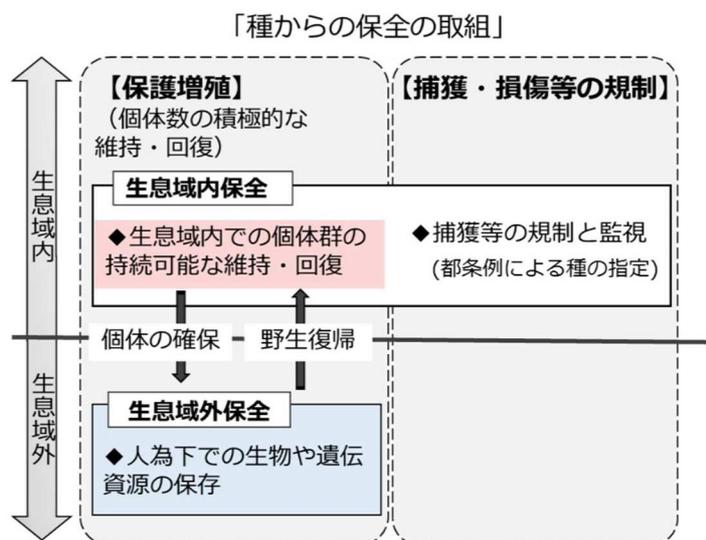


図3-3 生息域内保全と生息域外保全の関係

(2) 具体的な取組の方向性

ア 法令等による制度を活用した保全

a. 東京都希少野生動植物種等の指定

絶滅の危険性が高い種については、都自然保護条例に基づく東京都希少野生動植物種（以下、「都希少野生動植物種」という。）の指定を行い、東京都の実情を踏まえた規制や効果的な保全施策の実施につなげます。希少野生動植物種の指定における、条例の指定要件を以下に示します。

- ① 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生動植物
- ② その種の個体の数が著しく減少しつつある野生動植物
- ③ その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつある野生動植物
- ④ その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある野生動植物
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情がある野生動植物

上記要件の他、緊急性や減少要因等を評価し、対策の優先度や効果も踏まえた指定候補種を抽出します。また、各生物分類群の特徴、地域個体群の特徴、種を取り巻く社会的条件や、持続可能な保全の実践における可能性等にも配慮し、現状の把握を進めながら順次、指定を進めていきます。都希少野生動植物種の保護のために必要がある場合、生息・生育地及びこれらと一体的に保護が必要な区域を東京都希少野生動植物保護区に指定することを検討します。

b. 都希少野生動植物種の指定に向けた検討

種の指定を行うにあたり、効果的な野生生物の保全を具現化するとともに、法令上の不備等がないよう、以下の事項等に関する検討を行います。

- ① 対象とする個体等の範囲や取扱いに関する規制事項に係る運用上の規定
- ② 時機を逸することなく保全施策を進めるための緊急的な指定を行う仕組み
- ③ 都民等からの指定候補種や保護計画案の提案や専門家による検証評価の仕組み
- ④ 都民等に向けた保護の重要性に係る理解醸成、地域との円滑な協力体制づくり

c. 保護計画の実践と成果の検証による順応的な保全管理

保護計画に基づき保全施策を効果的に進めます。そのためには、生物学的知見を基盤とした科学的判断の重要性を理解し、種の分布、生息・生育地域の状況、保全回復の手法やその他施策の推進に必要な各分野での調査・分析等を推進します。また、定期的なモニタリング及び専門家等による効果検証を行い、必要に応じて計画を適宜見直していく順応的管理による保全を実施していきます。

d. 各種法令の重層的な活用による着実な保全

絶滅のおそれのある野生生物種の保全に向けて、都自然保護条例の種指定のみならず、他法令による保全施策についても重層的に活用することで着実に保全していきます。国立・国定公園の特別地域では、自然公園法第20条第3項第11号において、「高山植物その他の植物で環境大臣が指定するもの（以下、「指定植物」という）を採取し、又は損傷する事」が規制されており、希少種をはじめとする植物の保護にも大きな役割を果たしています。しかし、一部の自然公園では

長期間指定植物の見直しが行われていない場合もあるため、現状に即した適切な見直しと監視体制の強化などについて国や関係部署に働きかけを進めます。

また、文化財保護法や都及び区市町村条例に基づく学術的、文化的に価値のある野生生物の天然記念物指定についても、地域ごとに守りたい野生生物の保全に貢献しており、効果的な指定の検討を進めていきます。

e. 公共事業における保護上重要な野生生物への配慮の促進

公共事業を行う都の部署に対して、都希少野生動植物種等の分布状況については秘匿性に配慮した上で通知し、公共事業によって種やその生息・生育地が失われることのないよう、事業の計画段階での配慮を促していきます。詳細な希少野生動植物の分布情報は盗掘や採取の危険性がある秘匿性の高い情報であるため、厳格な管理のもと進めていきます。

イ 多様なステークホルダーとの合意形成による保全

a. レッドリスト・レッドデータブックの活用

東京都版のレッドリスト、レッドデータブックは、10年を目処に改定を進め、野生生物保全の基礎情報にするとともに、種ごとの生息・生育情報は、随時現状把握に努め、分布情報等の一元的管理を行います。また、保護上重要な野生生物の保全に向けた施策の裾野を広げるため、東京都では、地域ごとのレッドリストの整備に取り組む区市町村を支援していきます。

これら掲載種に対し、環境影響評価やそのほかの開発時における配慮事項の検討について、最大限の配慮を行います。なお、施策の推進あたっては、専門知に基づく適切な対策を順応的に進めるとともに、同じ種や種群等の保全に取り組む主体同士が連携や情報の共有を行えるよう、行政は情報を一元的に集約し、共有のための場づくりを行います。

b. 地域ごとの利用ルールによる保全

法令等による規制がなくても、ある一定の範囲において利用ルール等を設定し、その中で保護上重要な野生生物を保全する取組を広めることも重要です。例えば、都市公園等では、その立地や利用動向に合わせた公園ごとの利用ルール等を定めたり、多くのステークホルダーがいる自然公園等では、地域ごとの情報連絡会や協議会等のもと関係者の合意をはかり、ルールを設定することで、保護上重要な野生生物や地域のシンボルとなる種、及びそのハビタットの保全を効果的に進めることができます。

ウ 保全施策の進め方（生息域内保全・生息域外保全等）

a. 生息域内保全

絶滅の危険性の高い種については、減少要因となる影響の積極的な低減や、生息・生育地の整備等による生息域内保全を優先して進めます。

その際には、野生生物のモニタリングを行いながら、生息・生育状況の推移とそのハビタットの環境要素の変化などの関係性を把握しながら対応していく順応

的管理を行うことが基本になります。保全対策は、短期、中期、長期の各段階において目標を設定し、目標達成のための適切な対策を選定することが重要です。

保全対策の選定にあたっては、特定の種の生息・生育環境を保全するだけでなく、生態系に着目した保全策や自然再生などの対策と組み合わせるなど、柔軟に検討します。また、種の特性や地域ごとに異なる減少要因（例：外来種による捕食や交雑・競合など）や、種の分布・遺伝的多様性の状況などに留意しながら、保全の対象とする種の範囲や適切な対策手法の検討を行います。なお、保全の対象とする種が里地里山などに分布する場合は、伝統的な土地の利用方法及び管理手法などの活用や、生息・生育地のある地域住民の生活との関連性などの社会的側面も十分考慮しながら、保全計画の早期段階からステークホルダー間で目標や実施内容の共有を図ります。加えて、種が生息・生育する地域周辺に対しても、土地や資源の利用方法への配慮等の施策の方向性を示します。

b. 生息域外保全

野生状態では種の存続が困難である種や、将来的に絶滅のおそれが高まる種については、緊急避難、種の保存、科学的知見の集積を目的とした生息域外保全を検討します。なお、生息域外保全は、前述した生息域内保全の補完としての実施を前提とします。また、生息域外保全で保存される個体は、可能な限り野生復帰させることが期待され、野生復帰させ得る資質（遺伝的多様性や個体群的特性など）を保つことが原則となります²¹。このため、生息域外保全の取組の多くが遺伝子解析等の科学的知見に基づく必要があり、動物園や植物園等の専門機関や研究機関との連携を図ることが重要です。

生息域外保全及び野生復帰の実施に当たっては、IUCN（国際自然保護連合）が公表する「再導入ガイドライン」²¹及び環境省が公表する「生息域外保全に関する基本方針」²²及び「野生復帰に関する基本的な考え方」²³に則って行うことを原則とします。

c. 実効性のある規制や監視体制の構築

都希少野生動植物種については、捕獲や採取の危険性が高い種が多いことから、これらの種の分布状況等の実態を把握するとともに、監視体制やモニタリング調査を強化していきます。また、山岳地帯や島しょ部では、日頃から保護上重要な野生生物種も含めた巡視などを行っている自然保護指導員（通称：東京都レンジャー）等による取組と連携を図ることで、実行性の高い監視体制としていくための検討を進めていきます。

21 Guidelines for Reintroductions and Other Conservation Translocations Version 1.0 (2013年 IUCN)

22 絶滅のおそれのある野生生物種の生息域外保全に関する基本方針（2009年 環境省）

23 「絶滅のおそれのある野生生物種の野生復帰に関する基本的な考え方」（2011年 環境省）

コラム 種に着目した保全アプローチと生態系に着目した保全アプローチ

「種」に着目した保全アプローチ

事例：小笠原諸島の固有種アカガシラカラスバトの保全

ノネコによる捕食等によるアカガシラカラスバトの個体数激減を受け、2010年より環境省によるノネコ排除事業が開始されました。この対策は2023年現在も継続されており、捕獲されたノネコは、本土へ生体搬送し、馴化、里親探しをする仕組みが取られています。

事業開始後3年程度でノネコの個体数が減少し、アカガシラカラスバトの個体数が大幅に増加しました²⁴。さらに、種の保存法に基づくアカガシラカラスバトの保護増殖事業²⁵も進められており、遺伝的多様性を高めるため野生からの保護個体を優先した繁殖の取組が進められています²⁶。

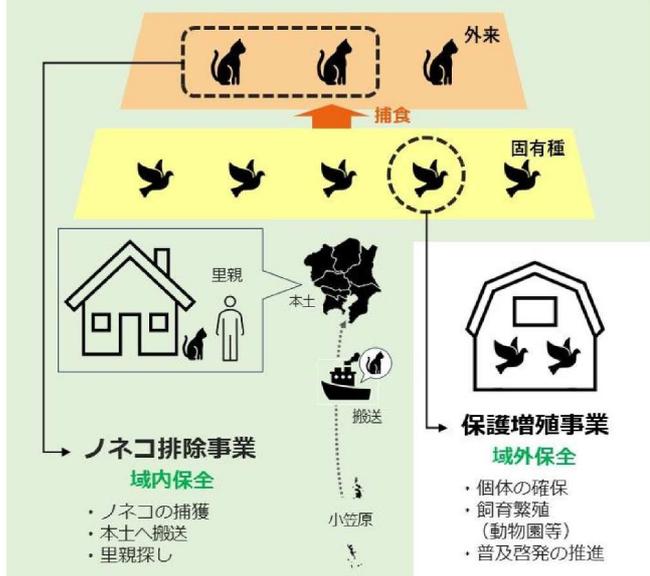


図3-4 アカガシラカラスバト保全の取組

「生態系」に着目した保全アプローチ

事例：谷戸における伝統知に基づく里山環境の保全再生(図師小野路歴史環境保全地域)

東京都町田市の北部に残る谷戸では、近年の開発や手入れ不足等により、里山環境の消失や劣化が進行し、そこに生息・生育する生物種は、絶滅又は絶滅の危機に瀕しています。

東京都では、この地域を都自然保護条例に基づき保全地域（一部を野生動植物保護地区）に指定し、開発行為等を規制しています。また、地元農家を中心に結成された任意団体を主体とし、地域に受け継がれてきた伝統的農法が再導入されました。この結果、劣化していた谷戸の里山環境が復元され、かつて生息していた生物が再び姿を見せつつあります²⁷。このほか、技術の継承や普及啓発、専門家によるモニタリング等、多様な主体と連携した取組が進められています。

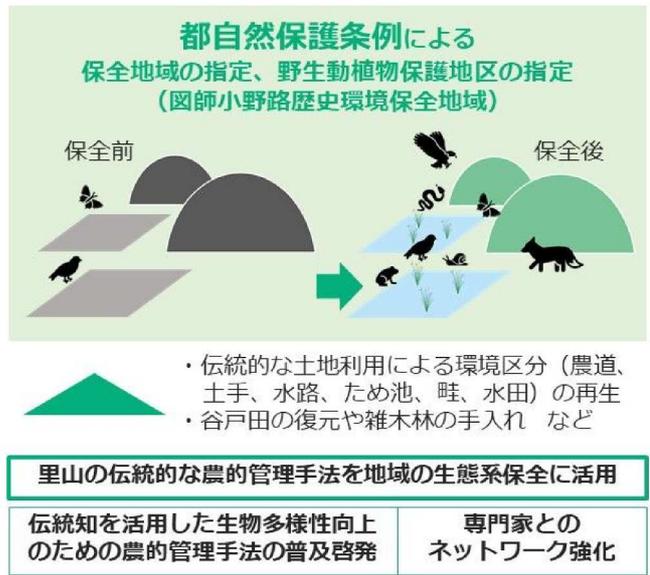


図3-5 図師小野路歴史環境保全地域の取組

24 小笠原諸島父島における外来ネコ対策後のアカガシラカラスバトの個体数増加 (2020年 堀越 和夫, 鈴木 創, 佐々木 哲朗, 川上 和人, 日本鳥学会誌 69巻 1号 p3-18)
 25 アカガシラカラスバト保護増殖事業計画 (2006年 文部科学省、農林水産省、環境省)
 26 都立動物園におけるアカガシラカラスバトの保全活動 (令和元年度研究発表) (2019年 公益財団法人東京動物園協会) (<https://www.tokyo-zoo.net/conservation/education.html>) (2024年7月2日閲覧)
 27 里山里山保全活用 事例・文献データベース (環境省) (<https://www.env.go.jp/nature/satoyama/satonavi/initiative/kokunai.html>) (2024年7月2日閲覧)

戦略3 外来種対策の実践の促進

(1) 基本的な考え方

近年の侵略的外来種による野生生物へ及ぼす影響は甚大であり、野生生物の主要な減少要因となっています。特に、島しょ部ではその影響が甚大であり早急な対策が求められています。今後、東京の多様な環境の特性や侵入段階に応じた外来種対策を適切に推進し、侵略的外来種の分布拡大を阻止するとともに、個体数を減少に転じさせ、根絶や低密度化を目指します。これらの対策は、市民参加型の取組も活用しながら、外来種対策に関する地域の理解やその浸透を目指していきます。

<主流化から防除の実践へ>

従来の外来種対策では、普及啓発や理解の促進といった「外来種問題の主流化」を目標としていましたが、これからは、いま起きている被害や外来種の生息状況をいち早く把握し、新たな外来種の侵入や拡大を阻止するとともに、適切な防除によって被害を減らすなど「侵入防止や防除等の対策の実践」へ転じる必要があります。このため、環境省が提示している「外来種被害予防3原則」に加え、都では対策の実践に関する「外来種対策行動3原則」を新たに提唱し、合わせて6つの原則に基づいた行動を推進していきます。外来種対策行動3原則は、以下の3つから成ります。

- ① 『いち早く見つける』：
侵略的な外来種の早期発見につとめ、分布の拡大を防止することが大切です。
- ② 『被害を減らす』：
地域の特性や定着段階に応じた対策を進め、被害やリスクを減らすことが大切です。適切な手法のもと地域と連携し、効果的な実践を推進します。
- ③ 『取組を広げる』：
取組に関わる主体と情報交換しながら対策をバージョンアップするとともに継続することが大切です。成果を共有しながら取組の輪を広げていきます。

東京から発信 外来種対策から始める都市のネイチャーポジティブ

みんなで実践！ TOKYO外来種対策行動3&3

外来種被害予防3原則

- ① 入れない
- ② 捨てない
- ③ 拡げない



外来種対策行動3原則

- ① 「いち早く見つける」
- ② 「被害を減らす」
- ③ 「取組を広げる」

地域の特性に適した外来種対策を
協働と連携により効果的に実践し、取組を広げていく

図3-6 「外来種被害予防3原則」と「外来種対策行動3原則」

(2) 具体的な取組の方向性

ア 優先度を踏まえた対策の実施

a. 定着段階に応じた対策の実践

対策の実践においては、定着段階に応じた取組が大切です。

予防的観点から、被害が顕在化していなくても、外来種の侵入を確認した時点で早期に防除を行うことが必要であり、侵入初期の防除は、まん延期に比べて低コストで被害を減らすことができるメリットがあります。

一方、まん延期においては、計画的で順応的な防除を実践し、あきらめずに取組を継続することが、被害を減らす上で大切になります。防除を継続する過程においては、行政等により公開されている防除手法や知見とあわせ、様々な主体による成功や失敗の事例等に関する情報を収集し、それら取組主体との情報交換を進めることにより、モチベーションを上げながら効果的な取組を継続していきます。

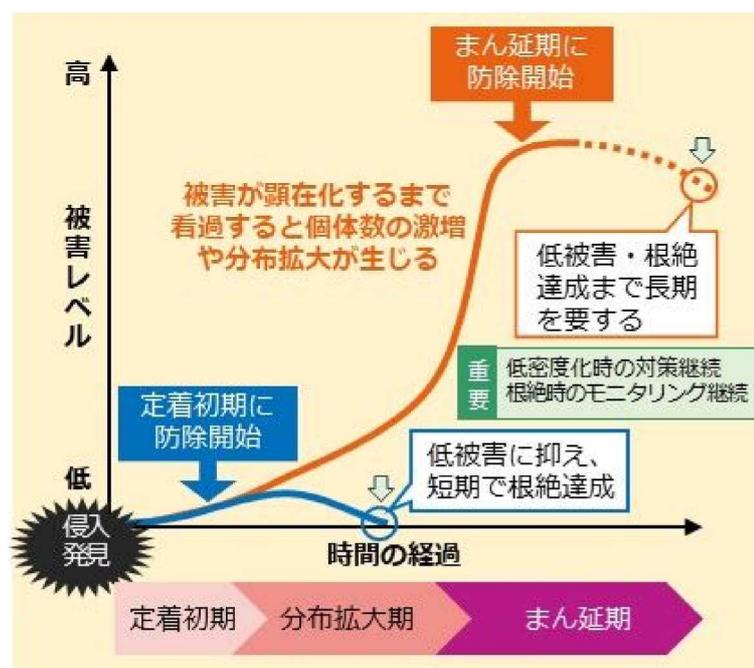


図3-7 外来種の定着段階と被害、及び防除開始時期による対策の効果²⁸

b. 外来種対策リストや行動計画の整備

東京都では、こうした効果的な外来種対策を、国の対策を勘案しながら、東京都版外来種対策リスト（以下、「都版外来種対策リスト」という。）を作成、活用することで多くの主体と対策の優先度を共有するとともに、東京都版外来種対策

²⁸ 外来種被害防止対策行動計画（2015 環境省）を基に改変。

被害防止行動計画（以下、「都版外来種対策被害防止行動計画」という。）により、各主体がそれぞれの役割のもと効果的に進めていきます。

外来種対策では、a. 生態系等への被害の深刻度、b. 種の分布拡大の過程（まん延の程度や拡大速度）、c. 対策を実施する場所の特性や課題などを総合的に加味して対策を行うことが重要です。そこで侵略性や定着段階を考慮し、「種からみた優先度」、「各地域の状況に応じた優先度」から総合的に判断して対策を進められるよう、対策すべき外来種の優先度が分かる都版外来種対策リストを整備します。新たな外来種の侵入や分布拡散などによる被害状況に適宜対応するため、都版外来種対策リストは、被害実態の把握に努めながら、専門家の意見のもと5年程度を目途に効果検証や内容の改定に取り組むとともに、必要に応じて適宜見直しを行っていきます。また、リストを効果的に活用するための防除手法や留意事項などを解説したガイドブックなどを作成し、公表していきます。

対策の優先度が高い外来種については、その生息・生育状況の実態把握を進め、実効性を考慮した防除等の目標設定、具体的な対策の検討や実施、成果のモニタリング調査、専門家の意見に基づく対策効果の検討、次なる対策へのフィードバックなど、防除の計画策定から対策実施、及びその評価までの一連の取組を順応的に推進していきます。

c. 保護上重要な生態系での集中的な対策

保護上重要な生態系において外来種の影響が大きい場合は、対策の優先度がより高くなるため、外来種防除を推進する地域を定め、対策を集中的に行っていきます。また、このような集中的な対策をモデルとして、積極的に成果を発信し、他地域に取組を広げていくことも必要です。

イ 予防や水際対策の推進

a. 港湾・空港での徹底した水際対策

侵略的な外来種は繁殖力旺盛で、定着やまん延のスピードが速いといった特性があり、初期対応が非常に重要になってきます。海外との窓口や国内の流通等の起点にもなっている港湾や空港等においては、関係者や国等と連携し、防疫・検疫体制などの監視体制の強化に努めます。

b. 近隣県との連携強化

河川を流下してくるナガエツルノゲイトウなど、外来種は行政界を越えて分布を拡大します。近接する県からの外来種の侵入・分布拡大に対し、監視体制の整備や、侵入した場合の初期対応の共有などを効果的に行うための情報共有の場を整備しながら、連携を強化します。

c. 市民参加型の外来種調査や専門知による分析

外来種が侵入したという情報をいち早く知るため、市民参加型の外来種調査を継続的に行い、情報を収集します。それらを元に、捕獲などを含む迅速な初動対応や、専門家による現地での外来種侵入調査の実施や都内での分布拡大予測など、より効率的、効果的な水際対策に取り組んでいきます。

d. 指定外来種等に関する規制の検討

人間活動が活発である東京では、アカミミガメをはじめとするペットや、ヒメダカなどの人工改良品種等の観賞魚、侵略的外来種である水草等のアクアプランツ等の放逐や放流等により、在来の野生生物や地域の生態系が大きな影響を受けることがあります。そのため、他県での施策例などを参考にし、外来生物法で対象となっていない種や都内で問題となっている外来種等について、種を指定することで、野外に放ったり、植えたりすることの規制や飼育者に適正な管理を促すための施策の検討を進めます。

e. 産業に利用される種の管理

「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」²⁹における産業管理外来種³⁰をはじめ、植栽等の工事や農林水産業で利用されている外来種については、在来種の生息域へ拡散しないよう適正な管理を行うことが大切です。また、非意図的な導入防止にも努めることで、野生生物保全への配慮を進めます。

ウ 外来種から島しょの自然とくらしを守る

島しょでは、その隔離された島ごとの希少な生態系への被害ばかりでなく、外来種の侵入によって、島のくらしや文化にまで影響が及んでいます。伊豆大島では、キョンの分布拡大により、林床植生の食害による希少植物の消失ばかりでなく、アシタバなどの農作物への被害が発生しています。新島では、ニホンジカによって植生破壊や踏圧による土砂流出が発生しています。八丈島ではアシジロヒラフシアリの家屋侵入により、電気系統のインフラへの被害が発生しています。

このような島しょにおける外来種被害に対し、多様なステークホルダーとの連携による水際対策の徹底、島間での情報共有の推進、住民や観光客等への普及啓発、対策への補助等、多面的に対策を強化し、島しょの自然とくらしを守ります。

29 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（2015年 環境省）

30 産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないため、利用において逸出等の防止のための適切な管理に重点を置いた対策が必要な外来種。

戦略4 都市における生態系の保全

(1) 基本的な考え方

現在の東京都は、その面積の多くを都市域が占めていますが、かつては、湿地や草地、屋敷林や雑木林が広がり、また豊富な湧き水を利用した水路網が市街地に構築されていた様子から“水の都”と呼ばれていました。このため、現在も低地や台地には、トンボ類などを中心とした湿地や湧水などの水辺環境に依存した野生生物が多く生息・生育しています。

現在、都市域では、野生生物の生息・生育環境の分断・孤立化が進んでおり、人工的な環境の中には、従来は生息・生育地として考えられていなかった意外な場所が、小規模であっても野生生物の新たなハビタット（野生生物が生息・生育に利用する場）として機能していること³¹が知られています。また、わずかに残されたハビタットに生物種が集中する傾向もあります。このため、東京都全体として保全上重要な野生生物の保全を進めるためには、生態系ネットワークを意識しながら、核となる緑地やその周辺における、小規模であっても野生生物の生息・生育地となる環境の保全や創出に取り組んでいくことが重要です。こうした保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域である OECM に係る制度の活用などについても、多様なステークホルダーと共に取り組んでいきます。

このような取組を増やすためには、まずは、都市域における生態系のポテンシャルを把握するために野生生物の現状を把握する必要があります。人口の多い都市である特徴を活かし、市民参加型の野生生物調査等も活用しながら、これまで把握できていなかった野生生物情報を収集、蓄積していきます。

これらの取組により、人々の野生生物への関心を高めることにもつなげ、これ以上、絶滅危惧種の絶滅危険度を高めないことや、普通種を絶滅危惧種に移行させない取組の促進にもつなげていきます。

31 3都市生態系の歴史と未来（2020年）飯田晶子、曾我昌史、土屋一彬 人と生態系のダイナミクス

(2) 具体的な取組の方向性

ア 都市域の野生生物総点検

低地や台地を中心に広がる都市域において、保護上重要な野生生物の生息・生育地の現況やポテンシャルを評価するため、東京都は、市民参加型の野生生物調査なども活用し野生生物の総点検に取り組みます。加えて、区市町村による野生生物調査も促進し、情報を互いに共有することで、都市域における野生生物の生息・生育状況について確度を高めながら明らかにしていきます。さらに、定期的なモニタリング調査を継続し、成果の確認とそれらに基づく検証を行うことで順応的な取組を促していきます。特に、都市域における公園などの公共緑地は野生生物の生息・生育環境として重要であり、現況調査の促進や活用にあたり早急に取り組む必要があります。

イ 豊かな自然を有する地域を保全

台地部等に残されている豊かな自然環境を有する地域について、都自然保護条例に基づく保全地域の指定や公有化を進め、多様な緑地の保全に向け、貴重な湿地などの水辺環境を有する緑地の保全を強化していきます。また、保全地域内の植生回復や樹林の再生を進めるとともに、希少種保全や外来種対策を進めることで、生態系の保全と質の向上に努めます。

ウ 地域に根付いた屋敷林等の民有緑地の保全

都市の野生生物の生息・生育環境として機能する屋敷林等の民有緑地が将来にわたり保全されるよう、都市緑地保全法に基づく特別緑地保全地区への指定を促すとともに、それらが相続等の要因により消失することのないよう、区市町村による迅速な買取りを東京都は支援していきます。また、区市町村がまとまった樹林地を活かして公園緑地を整備する場合の支援を強化するなど、屋敷林等の民有地における緑地等の公有地化を進め、都市における生態系の保全につなげていきます。

エ 公共事業や民間により設置された緑地における生態系の保全

行政が実施する公共事業等においては、野生生物の生息・生育環境となる緑地の保全に努めます。また、都市開発にあわせた緑の創出などの機会を活用し、既存の緑との連なりやまとまりを誘導することで、都市生態系の保全を促進していきます。

保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域である OECM における取組支援や環境認定制度の活用を通して、対象地の生態系ネットワーク上の位置づけや立地特性、周辺における野生生物の分布等の基礎データなどを踏まえ、野生生物の良好なハビタットの保全や創出を拡大していきます。そうして確保された緑地の維持管理における好事例などを次の取組に活用するため、得られたデータやノウハウを蓄積・公表し、都市部における野生生物の生息・生育環境を豊かにしていきます。

オ 身近な場でのハビタットの創出による生態系サービスの享受

生活に身近な場である都市公園や学校、個人宅の庭や空き地などを活用したビオトープ作りなど、都市における小面積の空間を活用した、新たな野生生物のハビタットの創出を進めていきます。これらの取組を、都市に住む多くの人々に様々な恵み（生態系サービス）を享受する機会につなげていきます。

そうした場を活用し、人と自然との関わり合いを維持することで、人々の自然との接触の機会を増やすだけでなく、人の健康維持や子供の教育、環境保全の社会的意識の醸成にもつながり、長期的な視点における自然と共生する社会の維持にも貢献します。このようなことから、都市域において野生生物を保全していく取組がより一層進展していくことが求められているのです。

コラム 都市域における生物多様性の再生 — 杉並区立柏の宮公園の整備 —

柏の宮公園は、民間企業のグラウンドであった場所を区が買い上げ整備を行った区立公園です。整備前は神田川に沿った低地は庭園やテニスコート、斜面は雑木林、台地上はグラウンドやプールとして利用されていました。

公園化においては、住民参加で整備計画が策定され、テニスコートは水田に、グラウンドは広場として一部に雑木林の創出、プールは水生生物の生息生育地として整備が行われました。日々の管理やモニタリングは、公園ボランティアにより継続的に行われています。下の写真は、整備前の状態に対して整備後の水田として維持されている状態を示しています。

本公園は、開園1年後の2005年から杉並区自然環境調査の対象地としても継続的に調査が行われています。

2018-19年に実施された第7次調査³²で記録されたトンボ類は40種ですが、柏の宮公園ではそのうち35種を確認、そのうち5種は本公園のみで確認されており、区内におけるもっともトンボ相の豊かな場所となっています。

整備前にはトンボ類の生息環境がなかった場所においても、このような種多様性の向上が見られました。その他の昆虫類についても本公園一帯は区内で最も豊かな場所となり、古くから存在し面積も大きな善福寺公園などの緑地よりも豊かとなっています。このことは、面積によらずともその場に適した多様な環境の創出と維持管理を行うことで、都市域においても生物多様性を豊かにすることが可能であることを示しています。

(須田 真一)

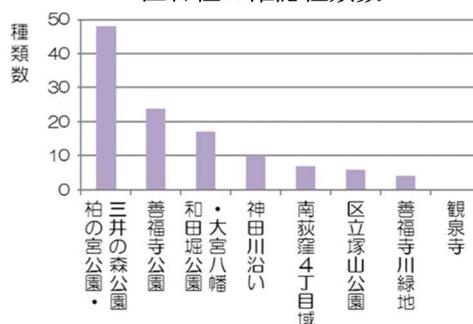
テニスコートだった場所に水田を創出



柏の宮公園だけで記録されたヨツボシトンボ



第7次調査における調査地点別の注目種の確認種類数³²



32 杉並区自然環境調査（第7次）、同概要版（2020年 杉並区環境部環境課）

戦略5 専門知に基づく保全の推進

(1) 基本的な考え方

東京都は、今後、野生生物データ等の生物多様性情報の集積・蓄積を進め、科学的知見に基づく正確な課題の把握や、効果的な対策や取組につなげていきます。また、過去の自然環境の状況を証明する東京産の標本を含む自然史資料は各地に散在し、時代とともに散逸の危機にあるため、そうした資料等の情報収集にも努めていきます。豊かな自然に恵まれていた時代の情報を把握しておくことは、東京都の自然環境のポテンシャルを知ることにつながり、また、科学知見に基づく保全対策を講じていくためにも必要不可欠なものになります。

また、保護上重要な野生生物の保全の取組を適切に進めるためには、野生生物に関する調査、計画策定、対策実施、モニタリング、対策効果の評価、計画へのフィードバックなどを行う順応的管理を行うことが基本となります。そのため、順応的管理の各段階において、専門知に基づく科学的データや知見の活用を進めるとともに、それらを扱える専門的知識を持つ人材の関与を実現していきます。

(2) 具体的な取組の方向性

ア 段階やプロセス、優先度等に基づく保全管理

野生生物の保全管理では予測しがたいことが起こる可能性があり、その点を考慮した順応的な管理による対応が重要です。そのため、調査・計画、整備や管理実施、モニタリング調査、対策の実施や効果の検証といった一連の対応を着実に実施していく必要があります。また、これらの取り組み状況について、定期的に外部専門家からの評価や意見等を受け、それらを現場にフィードバックすることで、より効果的な保全策の実践や、ノウハウの蓄積につなげていきます。また、こうした取り組み事例については、他地域の参考になるよう共有していくことも重要です。

イ 生物情報の収集・蓄積、保全管理等への活用に向けた発信

科学的データに基づく野生生物のオカレンスデータ（いつどこにどのような種がいたかを示す情報）や生物多様性に関する情報基盤の把握を進め、専門知に基づく分析や評価を行うことで、その時々の東京の野生生物保全に関する課題を正確に捉えていきます。それらの情報を未来へと確実に伝えていくため、また、多くの主体が活用しやすくするため、情報のデジタル化を図り発信に努めます。

具体的には、収集家の高齢化等に伴い散逸の恐れのある標本類や、各所に散在する写真・文献等も含めた生物多様性情報を収集・管理し、それらをデジタル化することで、デジタル版東京都野生生物目録等のデータベースを整備し、いつでもどこからでもアクセス可能な情報基盤を構築します。それにより、過去の自然の現状を示す貴重な情報を確実に未来に残していくことで、課題解決を探り、東京のネイチャーポジティブの実現につなげます。また、これら確度の高い情報を活用し、東京

都版のレッドリストやレッドデータブック、外来種対策リスト等を更新していきます。

また、東京の各地域の文化や暮らしは自然とともに育まれてきました。世代を超えて受け継がれてきた、地域特有の伝統的な知識や知恵である「伝統知」や「地域知」を収集しアーカイブすることで、地域ごとに特色ある東京の自然の魅力として発信していきます。

なお、情報発信にあたっては、標本等の実物資料や、「距離」、「時間」、「物量」の制約を受けないデジタルの特性を積極的に活用し、多様な主体に向けて機動的で効果的な発信を行っていきます。このような発信を通して、東京の生物多様性の保全に活用するための調査研究や順応的管理に係る手法検討、保全対策に係る技術開発を担う研究機関等との連携を進めていきます。

ウ 科学的知見に基づく対策の実践と検証

都民の参加や関係機関との連携により、東京都の野生生物目録を作成し、野生生物の生息・生育分布情報の蓄積や継続的な調査を行うための以下の体制を整えていきます。

- ① 生物データの蓄積や共有の場の確保、継続的な都民参加の仕組みづくりを進めていきます。
- ② 希少野生生物や対策優先度の高い種や生態系については、その生息・生育状況や現況の実態把握を行い、実効性を考慮した目標設定、具体的な対策の検討や実施と、そのモニタリング調査、専門家の意見に基づく対策効果の検証と次なる対策へのフィードバックなど、取組の計画策定から実施及びその評価までを、科学的知見を活用しながら取り組みます。
- ③ 東京都環境科学研究所、都立動物園・水族園・植物園及びその他研究機関等と連携を強化することにより、保護上重要な野生生物の生息・生育地や生態系等で生じている現場の課題の正確な把握や、科学的知見に基づいた検証、保全対策の実践を促進させます。これら研究機関とあわせ、東京都立大学を含む大学等とも積極的に連携を行うことで、科学的知見の蓄積や検証を進め、保全の実践を進めます。

戦略6 野生生物に配慮した社会・経済活動の推進

(1) 基本的な考え方

現在の社会では、あらゆる社会・経済活動が野生生物の生息・生育に影響を及ぼしていることが知られており、全ての人間活動において野生生物保全への配慮が求められます。

東京の農林水産業は、都民の食生活を支え、木材を供給しています。こうした農林水産業の振興が図られることによって、基盤となる農地や森林が守られ、野生生物の生息・生育地が保たれることにつながります。そのため、持続可能な農林水産業の実現に向け、担い手の確保・育成や、農水産物の消費拡大や多摩産材の利用拡大などを図っていくことが重要です。

企業活動においては、サプライチェーンの中で製造現場などにおいても野生生物に配慮すべき事項を見つけ、それらに取り組むことで企業価値の向上につながることを期待されます。また、野生生物の保全に配慮した活動を行政や企業、産業団体等が率先して推進し、その価値をわかりやすく示すことで、各主体の野生生物の保護に貢献する行動を促していきます。

(2) 具体的な取組の方向性

ア 社会・経済活動における野生生物保全への貢献

公共事業や企業活動などにおいて、環境や自然資本への影響に配慮し、野生生物の保全に貢献していく社会・経済活動の流れをつくっていく必要があります。

主な対応を以下に示します。

- ① 東京産の農産物の消費拡大や多摩産材の利用拡大に向け、東京都は区市町村や関係団体、民間事業者等の取組への支援を実施していきます。
- ② TNFD³³などの取組や評価ツールを活用し、企業の経済活動による自然環境や生物多様性への影響に関する企業の情報開示を促していきます。
- ③ 保全活動を行う団体に対して、企業とのマッチングや企業からの活動費用の提供等の支援により、行政が企業と活動団体の仲立ちを進めます。
- ④ 上記のような取組や活動の情報開示によって、利用者や消費者に対し、野生生物の保全に配慮した企業活動や事業に対する理解と賛同を促します。

33 TNFD (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures : 自然関連財務情報開示タスクフォース) : ビジネス活動が生物多様性にどのように関わっているかを「見える化」し、資金の流れが自然再興に貢献できるようにする取組。

イ 生物多様性に配慮した持続的な農林水産業の推進

高齢化の進展や農地の減少等が進む中、農林水産業の維持・発展を図るためには、担い手の確保や育成、農地の保全、基盤整備などの取組が重要です。また、農薬の使用回数や化学肥料の使用量削減、外来種の侵入防止など、環境への配慮も大切です。持続的な農林水産業の実現に向け、以下のような取組を進めていきます。

- ① 農家や地域住民が共同で行う活動に対して資金援助を行うなど農地や農道・ため池・農業用水路といった地域資源の適切な保全管理を推進します。
- ② 新たに農業への参入を希望する方や森林整備を担う技術者を対象に、体系的に研修を行うなど、農林水産業の担い手の確保や育成を行います。
- ③ 農地の保全に向け、長期貸出しを行う農地所有者への支援を行います。生産緑地の保全や市民農園など多様な目的に応じた農園の整備などにより、農地や農的空間の保全・活用を図ります。
- ④ 農業生産活動において、適切な農薬の使用法等について普及啓発や助言を行うほか、化学合成農薬や化学肥料の使用量を削減した環境保全型農業を促進します。

戦略7 連携や協働が生み出す効果的な保全の促進

(1) 基本的な考え方

東京都は人口 1400 万人を抱える全国に類をみない巨大都市であり、民間企業や研究機関、NPO や NGO も多く存在し、多様な人材に恵まれた地域です。野生生物の保全や回復のための戦略を効果的に実践していくためには、都民、NPO や NGO 及び企業や研究機関等との理解や協力を得て、様々な主体との連携や協働を推進することが重要です。

対象や対策内容に応じた様々な主体による取組や連携を促すために、情報や保全技術に関する共有の仕組みや効果的な発信、人材育成や活動支援を進め、東京における野生生物保全に係る取組を支える基盤を整えていきます。

野生生物の保全施策の実施にあたっては、検討段階から取組の実施、効果検証、評価等のプロセスにおいて、専門家や多様な関係者に多面的かつ重層的に関わってもらうことで、保全施策をより実践的に進めることが期待されます。これにより、社会全体として野生生物の保全が人類の生存や生活にとって不可欠であり、社会経済の基礎であるという価値観を広く浸透させることにつなげます。

保全施策は、東京湾エリアや河川の流域ごと、崖線ごとなど、生態系から見てまとまりのある単位ごとに、課題や対策に関する情報を共有できる場づくりを行い、様々な主体の具体的な行動につなげていきます。なお、保全施策は、実務レベルで実効性の高いものとするため、実務担当者間や関連部局間などをつなぐ場をつくっていきます。

(2) 具体的な取組の方向性

ア 連携・協働が生み出す自然共生都市

身近な生きものとのふれあい等の体験的取組や、調査活動や保全活動などへの都民の参加や協働を進めます。

また、国や他県との広域連携や区市町村との連携など、行政機関や公的機関、企業や市民など多様なステークホルダーを巻き込みながら、事業内容やその評価を共有するとともに対策を協議する場により、共に解決策を模索していきます。

オンライン空間やネットワークなどを活用し、研究機関や教育機関、保全活動団体等の情報や資料等の共有を図るハブ機能を構築するとともに、交流や協働を促す場や専門人材の紹介等、人・情報・フィールドをデジタルとリアルでつなげて協働を促進します。

イ 各主体の行動変容を促す仕組み

東京に豊かな自然が存在していた時代に、人々が自然と共生するために活用してきた伝統知や地域知といった先人の知恵や知見が、地域の生物多様性に貢献してきた実績等を専門家とともに把握、蓄積していきます。あわせて、東京の自然の変遷や課題を的確に捉えながら、生物多様性に関わる先人の知恵や知見を未来に向けた保全手法の道しるべとして役立てていけるよう、事例を収集し、他地域でも活用できるよう情報発信していきます。

また、デジタルコンテンツ等も積極的に用いて東京の自然の豊かさや魅力を VR などの臨場感ある体感空間に展開するなど、これまで自然に関心の低かった層が自然に足を運ぶきっかけをつくり、次代を担う環境人材の育成と裾野の拡大につなげていきます。

あわせて、様々な団体の活動成果を都民と共有し、広く公表していくことで、活動団体や企業等の各主体が評価を得られるきっかけや、担い手の確保につながる機会を提供します。

3. 各主体の役割

保全戦略に従って野生生物の保全や回復を図り、目指す姿を実現していくためには、国や東京都、区市町村といった行政だけではなく、都民、NPO や NGO 等の保全活動団体、研究機関、民間企業、教育機関、展示施設、メディアなど様々な主体が連携・協働しながら、取組を進めていく必要があります。各主体の役割を以下に示します。

(1) 行政の役割

行政は、様々な主体と連携、協働しながら野生生物やその生息・生育環境の最新の情報収集に努め、保全に関する法律や条例などの活用を進めます。また、多くの保全活動の支援を通じて野生生物の保全戦略を進めていきます。一方で、都市基盤整備などの公共事業は、生物多様性に十分配慮しながら進めていきます。また、機動性を有する保全施策の実践に向けて、実務担当者間や関連部局間などをつなぐ場の設置について検討を進めていきます。

(2) 都民の役割

都民は、日常生活の中で常に生物多様性に支えられていると同時に、影響を与えていることを意識して行動することが重要です。生物多様性が損なわれることで生態系のバランスが変化し、人々が享受してきた様々な恩恵（生態系サービス等）が消失する恐れがあります。身近な生きものを観察したり、調査や保全活動に参加することで、野生生物の現状について関心を持ち、保全に対する意識などを高めていきます。

(3) 保全活動団体の役割

保全活動団体は、行政や地域住民、民間企業等、多様な主体と連携しながら協働し、時に専門家の指導や助言等を得ながら保全活動を進めます。また、野生生物の調査やモニタリングの実施とともに、市民向けのイベントやセミナーの開催等を企画し、得られた野生生物の情報や生態系に関する知見等を共有するなど、地域の野生生物の保全に寄与していきます。それらの活動によって、多くの市民が、野生生物の保全の取組や生物多様性保全の重要性を感じられる機会を提供していきます。

(4) 研究機関の役割

研究機関は、野生生物に関する精度の高い現況調査や保全に向けた研究を行い、得られた野生生物の保全に資する情報を必要に応じて各主体に提供します。また、野生生物を保全していくための効果的な方策について、各研究機関や専門家の意見を集約しながらより良い方策を生み出しながら、あらゆる場面で専門的な立場から助言や指導していくことが求められます。

(5) 民間企業等の役割

民間企業は、開発事業等を伴う際には環境への影響評価等を実施し、専門家などの助言を受けながら事業内容の検討及び野生生物に対する適切な保全措置を講じる必要があります。また、開発の計画や建設時における野生生物の調査や、開発により新たに創出された野生生物の生息・生育地の順応的管理を地域住民や教育機関、保全活動団体と協力して行うなど、地域とともに野生生物の保全に取り組むことが重要です。企業がサプライチェーンの中の様々な場面で野生生物保全を意識し対応していき、TNFDなどを用いて活動を評価し、新たな企業活動につなげていくことも重要になります。また、農業や林業、水産業などの従事者は、必要に応じて行政の補助等を活用しながら、事業の継続に努めます。

(6) 教育機関・展示施設の役割

学校や動物園、植物園、博物館などの教育機関や展示施設は、都民や将来を担う次世代に対して環境学習や自然体験活動を促進し、野生生物の保全の重要性について伝え、理解を深めていくことが大きな役割です。その他にも、地域の身近なみどりや生きものとふれあうことができる機会を提供することで、自然の多様な魅力を体験し、野生生物の保全活動の担い手育成や保全に対する意識の向上を図ります。また、自然を利用しながら生物多様性を育ててきた伝統知や地域知についても次世代に継承していくことが重要です。

(7) メディア等関係者の役割

メディアは、野生生物の状況や問題、外来種対策の必要性などを正確に伝え、野生生物の保全が人類の持続可能な生活に不可欠であり、社会・経済の基盤であるという考え方を広く浸透させる役割が期待されます。また、先進的または、模範的な取組を取り上げて発信することで、都民をはじめとした多様な主体の野生生物の保全に対する理解と知識を深めるとともに、保全に向けた行動へ結びつけていくことができます。

第4章 エリアごとの戦略的保全

東京都は、先に示したように、亜寒帯から熱帯、高山から低地、陸域と海域、自然植生（原生林等）³⁴や代償植生（二次林等）³⁵、そして人工改変地といった多様な環境を有するため、それぞれの特徴に応じた野生生物の保全が必要です。本章では、東京都を森林環境エリア、里山環境エリア、都市環境エリア、河川環境エリア、東京湾エリア、伊豆諸島エリア、小笠原諸島エリアの7つに分け、それぞれに「(1) 野生生物と生態系の特徴」を示し、そこで起こっている「(2) 野生生物と生態系の危機的状況」を概観した上で、その状況を改善していくために必要な「(3) 戦略的保全の具体的な取組」を示します。

野生生物と生態系の特徴については、多様な野生生物が生息・生育環境として利用できる自然植生と代償植生などを東京都植生図³⁶より抽出し、保護上重要な生態系と考えられる主なものを写真で示します。また、植生図からは読み取れない特徴的な野生生物が生息・生育している環境については「その他」として示しました。

戦略的保全の具体的な取組については、それぞれのエリアの現状や課題に対して特に率先して行うべき取組について示しており、戦略1から7に示した内容については、エリアにかかわらず共通して取り組んでいくことが必要です。

34 人間によって伐採や植林などの手加えされていない植生。

35 さまざまな人為的影響が加えられた後に成立した植生。農耕地や人工林などのほか、刈り取り、伐採などによって成立した里山や草原なども含む。人為的影響がなくなると徐々にその構成種が変化して自然植生に向けて遷移する。

36 東京都現存植生図調査（2007年）

1. 森林環境エリア

(1) 野生生物と生態系の特徴

東京都の本土部西部に位置する山地の区域は、多くが森林に覆われた自然が豊かなエリアであり、標高、地形、地質、人為の程度などにより特徴的な植生が成立し、多様な生態系がみられます。

本エリアでは、高標高域を中心に、谷から尾根にかけての多様な立地にミズナラやブナなどの冷温帯の自然林や、シラビソやコメツガなどの亜高山帯の自然林が分布し、比較的標高の低い場所では二次林や戦後の拡大造林によるスギやヒノキなどの人工林が広がっています。また、多摩川の浸食により深い溪流が形成され、石灰岩地や洞窟などもあります。さらに、今では面的に小規模なもの人の手による管理によって保たれてきた二次草原などの特徴的な環境もあります。

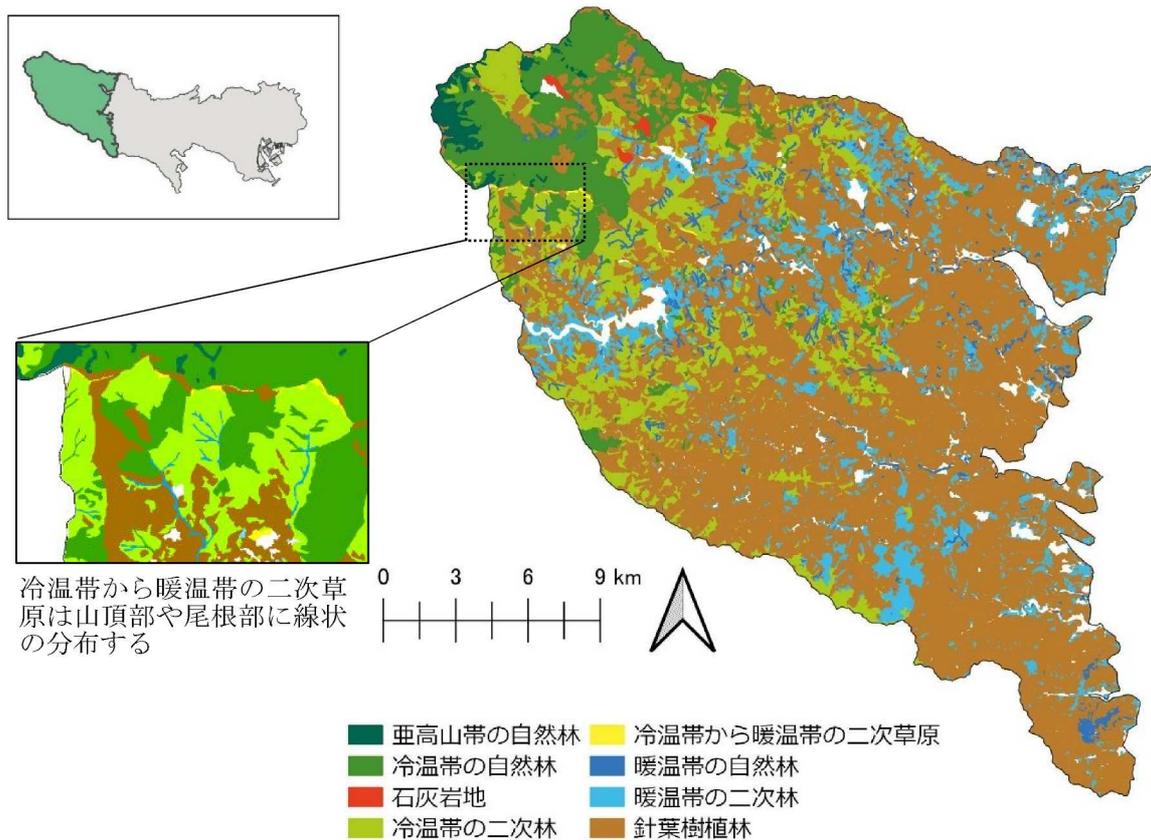
これらの場所には多様な野生生物が生息・生育しており、標高の高い場所では、ニホンカモシカやニホンモモンガなどが、谷沿いの溪畔林にはハコネサンショウウオなどが生息しています。また、常緑広葉樹林や二次林などには、ムササビやミヤマクワガタなどが生息しているほか、ごく一部に残されている草原にはススキやコオニユリなどが生育しています。石灰岩が露出している場所には、好石灰岩植物が生育し、石灰岩地で形成されやすい洞窟はコウモリ類などが生息する貴重なハビタット（野生生物が生息・生育に利用する場）となっています。これらの多様な生態系や野生生物の相互関係が、エリア内の広範囲を生息域とするツキノワグマやクマタカなどの生態系の上位に位置する動物の生息を支えています。

表 4-1 森林環境エリアの野生生物の主な生息・生育環境とその特徴や主な生息・生育種

主な生息・生育環境	生息・生育環境の特徴	主な生息・生育種	
自然植生や代償植生	亜高山帯の自然林	都の最高地点である雲取山(2,017 m)周辺の高所でシラビソ等の常緑針葉樹林やダケカンバ等の落葉広葉樹林、ササ草原を含む	シラビソ、コメツガ、ニホンカモシカ、ホカガラ、シヤクナゲ、キバ、リタテハ、ウラジマノメ
	冷温帯の自然林	山地に分布するブナ等の落葉広葉樹林、ツガやモミ等の常緑針葉樹林、溪流部に分布するシオジ等の落葉広葉樹を含む	ブナ、セッコク、ニホンモモンガ、クマタカ、フクロウ、ハコネサンショウウオ、フジ、ミドリシジミ、エゾセミ
	石灰岩地	山地に分布する石灰岩が露出した地帯	チチブ、ミネバリ、コウモリ類
	冷温帯の二次林	山地に広く分布するミズナラ等の落葉広葉樹が優占する	ミズナラ、レンゲシヨウマ、ムササビ、カス、ミヤマクワガタ
	冷温帯から暖温帯の二次草原	カヤ場や防火帯など継続的な刈取りにより維持されているススキ等が優占する	ススキ、バアソフ、コホユリ、カヤネズミ、スリ、ウラギンヒヨウモン
	暖温帯の自然林	モミ等の針葉樹林、ケヤキ等の溪畔林、フサザクラ等の河辺林を含む	ウラジマノメ、アカガシ、ニリンソウ、カタクリ、ホトケシツネ、ホトタスキ、アカゲラ、サンコウチョウ、キビタキ、オムラサキ、ミスジチョウ
	暖温帯の二次林	コナラ等の落葉広葉樹林、アカマツ等の常緑針葉樹林を含む	
針葉樹植林	低山地に広く分布するスギ・ヒノキ等を含む	シタ類	
その他	渓谷の岩場環境	南秋川渓谷の渓谷植物群落分布地	イワバコ、タマガワホトケシ、オドリ
	洞窟環境	日原付近の鍾乳洞などでコウモリ類が生息	洞窟性コウモリ類

亜高山帯：標高約 1,800 m 以上 冷温帯：標高約 1,800～600 m 暖温帯：約 600 m 以下³⁷

37 東京都現存植生図 1987 年版解説書



東京都現存植生図調査（2007年）³⁶のデータを基に作成

図4-1 森林環境エリアにおける野生生物の主な生息・生育環境の分布状況



図4-2 森林環境エリアの主な保護上重要な生態系

(2) 野生生物と生態系の危機的状況

ア ニホンジカの食害による個体の減少及び生息環境の消失や劣化

増加したニホンジカによる食害は、現在、山地の野生生物に対して最も大きな影響を与えている要因です。亜高山帯や冷温帯の森林の林床に生育するツバメオモト、ツマトリソウなど多くの植物は、ニホンジカの食害によって個体数を減らし、絶滅危惧 IA 類等を選定されています。森林林床や草地は裸地化し、かつて見られた多様な山野草による“お花畑”の多くが消失しました。また、ニホンジカが好まない植物のみが繁茂するなど、山地景観の変化とともに生態系に影響を与えています。スジグロチャバネセセリ、ヘリグロチャバネセセリは、ニホンジカによる食害を起因とする草地の改変によって生存が脅かされています。



ツバメオモト
(CR)



ツマトリソウ
(CR)



スジグロチャバネセセリ
(CR)



ヘリグロチャバネセセリ
(EN)

図 4-3 新たに絶滅危惧種に指定された植物や昆虫類（カッコ内は都本土部の RL ランク）

イ 自然に対する働きかけの縮小による生息・生育環境の劣化

多摩地域では、戦後の高度経済成長期に、大量のスギやヒノキが植えられました。その後、外国産木材の輸入などにより、林業経営は厳しい状況を迎え、一部では管理不足などにより森の中に光が差し込まず暗くなり、林床植生が失われるようになりました。また、かつては草刈りや火入れによって維持されていた草原は、管理放棄により遷移が進み、失われつつあります。

ウ 登山者の過剰踏圧による生息・生育環境の消失や劣化

利用者の多い登山道や山頂周辺では、登山道を外れて歩いた利用者の踏圧により植生が裸地となり、さらに雨水による浸食を受けることで、林床植生や草原環境の衰退や劣化が問題となっています。

エ 販売目的や行き過ぎた愛好家による過剰な捕獲や採取による個体数の減少

山地に生育する観賞用となるラン科の植物などは、販売目的の採集者や行き過ぎた愛好家が大量に採取することにより、捕獲や採集の対象となる種の個体数が減少し、絶滅危惧種や絶滅種に移行する種の増加が問題となっています。

(3) 戦略的保全の具体的な取組

ア 保護上重要な生態系や種に配慮したニホンジカ対策

森林植生に最も大きな影響を及ぼしているニホンジカについて、山地では隣接県との連携等により、個体数管理を強化します。また、自然林や石灰岩地、希少野生生物種のハビタットを含む保護上重要な生態系や、食害が絶滅危惧種などへ大きな影響を与えることが予想される場所へは優先的に植生保護柵を設置し、それら野生生物の絶滅を防ぎ、生息・生育地保全を行います。柵の設置後は、植生回復状況などの効果検証を実施し、柵内での更新（世代交代）及び柵外への種子供給や分布拡大の可能などについてモニタリングします。また、関係機関と地元自治体が協働し、植生回復に向けて着実に対策を実施していきます。

イ 草原の保全や再生

減少が著しい保護上重要な草原生態系について保全や再生に努めます。例えば、かつてはカシワの疎林や草原が広がっていた陣場山山頂などにおいては、再び人の手を入れることや分布拡大が懸念されるニホンジカの食害対策などにより、保護上重要な生態系としての価値が高い草原環境を復活させ、草本植物の保全や回復、昆虫類や鳥類の生育環境を取り戻します。また、隣接県や地元住民、研究者との検討の場を設け、制度や利用ルールの整備や自然環境の実態調査を行い、必要な保全対策を実施していきます。

ウ 森林の管理

木材を山から伐採・搬出できる林業生産が可能なエリアでは「伐る・利用する・植える・保育する」による森林循環を促進します。奥地にある森林など林業生産が困難なエリアでは、伐採後に広葉樹を植栽するなど、できる限り自然の遷移により森林を保全していきます。山梨県側を含む水道水源林においても、植栽木の生育状況や立地に応じた管理を行うなど、野生生物の生息・生育地の保全へ配慮します。また、ニホンジカの食害対策と並行し林床植生の回復も進めます。

エ 過剰な踏圧への対策

エリア全体で、登山者等の利用者による過剰踏圧が原因となっている植生の衰退などの実態を把握し、植生回復及び適正利用に係る計画を策定します。また、過剰踏圧で裸地化し土壌浸食を受けている場所では、植生回復に向けた登山道整備等を実施するとともに、利用者が登山道などの道から外れないよう注意喚起など、利用マナーの徹底を推進します。

オ 盗掘や過剰採取等への対策

盗掘や過剰採取されている種の特定を行い、今後の対策強化に向けて、ビジターセンター等自然公園施設との連携を図りながら監視体制を充実していきます。

カ 保護エリアの設定

保護上重要な生態系の選定や、東京都希少野生動植物種の指定のために実施される実態調査などをもとに、保護エリアの設定や法令等に基づく保全施策の見直し検討を含め、必要な対策を充実させます。

2. 里山環境エリア

(1) 野生生物と生態系の特徴

里山環境エリアは、自然性の高い森林環境エリアと人間活動が集中する都市環境エリアの間に位置する地域で、人の営みによって維持されてきた雑木林や二次草地などの環境が残存しています。具体的には、谷戸の尾根から斜面にはコナラ、クヌギ等の雑木林と呼ばれる落葉広葉樹の二次林や二次草原が広がり、緩やかな尾根等には畑地があります。また、尾根に囲まれた谷底部には、谷戸源頭部からの湧水による湿地や細流、水田、湿地などの水辺環境が広がり、様々な環境要素がモザイク状に配置された土地利用が特徴です。

このため本エリアには、水湿性から乾性の土地に生育する野草、昆虫、野鳥などが豊富にみられます。例えば、水田や水路やため池などの水辺環境にはホトケドジョウなどの魚類やトウキョウダルマガエルなどの両生類が生息しているほか、ミズオオバコなどの水草が生育しています。また、二次林や二次草原にはカヤネズミなどの哺乳類や、ジムグリなどのヘビ類が生息しており、生態系の上位にはホンドキツネなどの哺乳類、オオタカやフクロウなどの猛禽類も生息する豊かな生態系を形成しています。

現在は、なりわいとしての農業に必要な管理により維持されている本来の「里山」は少なくなり、多くの場所で農的管理が途絶えているものの、本エリアは野生生物の生息・生育地として高いポテンシャルを維持しています。

表4-2 里山環境エリアの野生生物の主な生息・生育環境とその特徴や主な生息・生育種

主な生息・生育環境		生息・生育環境の特徴	主な生息・生育種
自然 植生 や代 償植 生	暖温帯の自然林	シラカシ等の常緑広葉樹林、ケヤキ、ムクノキ等の落葉広葉樹林、ハンノキ等の湿生林を含む自然林	ホトケツネ、オオカ、フクロウ、サコウチヨウ、ササヤマ、ミドリジギミ、ハンキ
	暖温帯の二次林	丘陵地に広く分布するコナラ等の落葉広葉樹林や丘陵地の尾根部に分布するアカマツ等の常緑針葉樹林を含む二次林	ホトケツネ、ミゾゴイ、アズマヒキガエル、ジムグリ、ニリンソウ、キンラン、ヤマユリ、エビネ、ハルゼミ
	暖温帯の二次草原	カヤ場など継続的な刈取りにより維持されているススキ等が優占する二次草原	カヤネズミ、ススキ、ジャノメチヨウ
	スギなどの植林地	スギ・ヒノキ・サワラ等の針葉樹植林	コバノイシカグマ、ホバノライオン
	水田・放棄水田など	水田や放棄水田の湿生雑草群落	アシカキ、ミズオオバコ、カトリヤマ、ヒメアカネ、トウキョウダルマガエル
	畑地・果樹園など	丘陵地周辺の農地等の畑雑草群落	ヒタキ類、ヒメウラミジャノメ
そ の 他	緑の多い住宅地	屋敷林や庭などの緑被が多い住宅地	ジギユウカ
	丘陵地の谷戸群	丘陵地等に現存する谷戸（約400ヶ所）	ホトケドジョウ、キタドジョウ、サカニ、ミズニラ



暖温帯の自然林
(ハンノキ林)



暖温帯の二次林
(コナラ林)



谷戸田・放棄水田など



代表的な谷戸景観
(町田市図師町)

図4-4 里山環境エリアの主な保護上重要な生態系（自然林・二次林等）

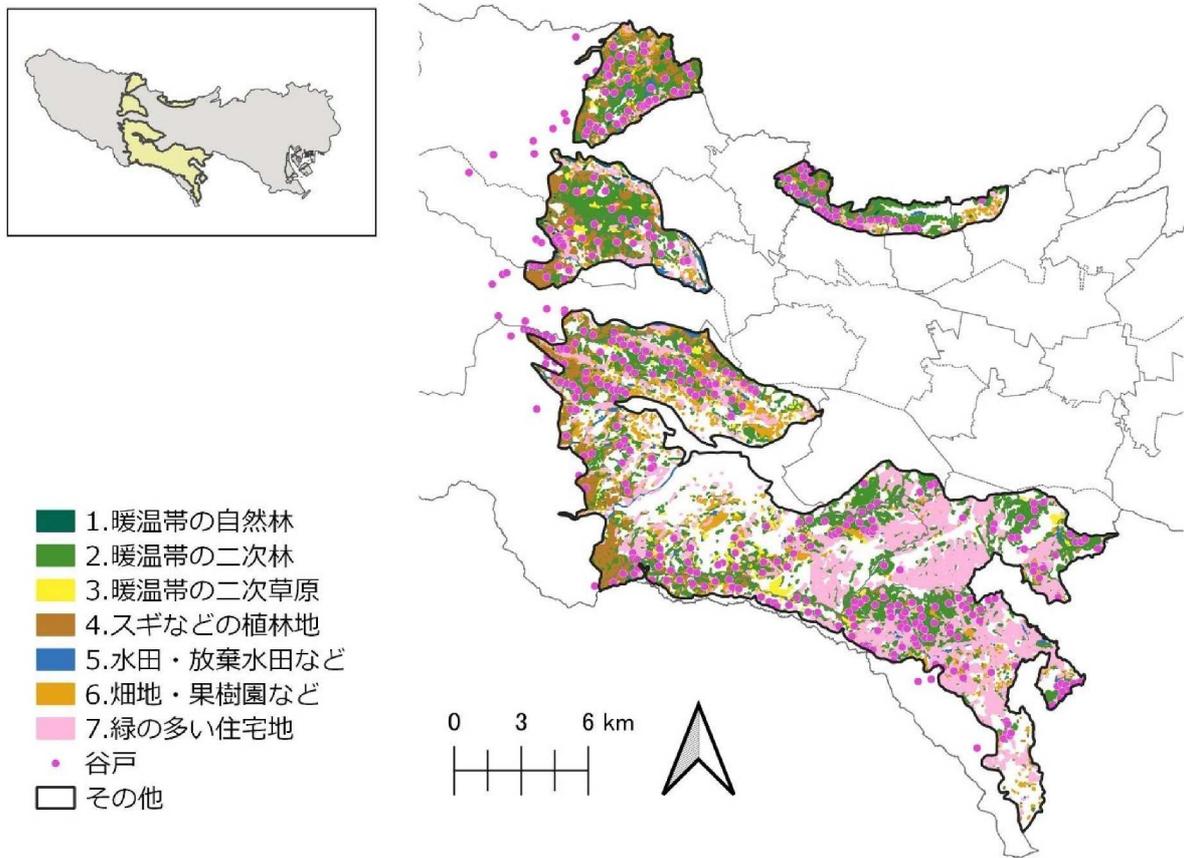


図4-5 里山環境エリアにおける野生生物の主な生息・生育環境の分布状況

(2) 野生生物と生態系の危機的状況

ア 開発や手入れ不足によるハビタットの減少や劣化

谷戸は、雑木林、草地、水田、湿地といった複数の環境要素がモザイク状に配置されることで、多様な生物の生息・生育環境として機能しています。しかし、近年の市街地開発や、耕作放棄による植生の遷移の進行などにより面積の縮小や景観の変化等が起きています。大径木化が進んだ雑木林では、林床が暗く覆われ、十分な光環境が必要なカタクリなどの草本植物の絶滅リスクが高まっています。また、2019年頃より都内で確認され始めたナラ枯れ³⁸により、雑木林では倒木等の被害が拡大しています。南多摩地域³⁹では、わずかに残る水田環境の減少傾向が続き、トウキョウダルマガエルやアカハライモリなどのハビタット（野生生物が生息・生育に利用する場）が失われつつあります。

イ 増え続ける保護上重要な野生生物種の野生絶滅

近年の都内における野生絶滅種の多くが、池沼、水田、湿地等の水辺環境に生育、生息する種であり、丘陵地での水田・湿地・草地の消失や里山環境の荒廃が減少要因として挙げられています。東京都レッドリスト（本土部）2020年版では、多摩丘陵を中心とした南多摩地区の植物種において、10年前のリストと比べ絶滅危惧Ⅰ類が154種から316種と2倍程度増加しています。また、良好な谷戸環境にわずかに生息が確認されている在来種のキタドジョウ等の野生絶滅が懸念されています。

ウ 外来種の侵入とまん延

近年、里山環境の湿地や水田環境に生息するトウキョウサンショウウオ等の両生類をはじめとした保護上重要な野生生物種が、アライグマやアメリカザリガニなどの侵略的外来種の捕食等により甚大な影響を受けています。また、外来リス類や鳥類などの侵入や分布拡散なども懸念されている状況です。

エ 里山管理を行う担い手の不足と途絶える技術継承

里山環境を継続的に管理する担い手が不足しており、ボランティア団体の構成員の高齢化や固定化も起きています⁴⁰。また、里山の生物多様性を維持してきた地域ごとの伝統的な農法などが、次世代に継承されずに途絶えようとしている地域もみられます。

38 独立行政法人森林総合研究所 関西支所（2007）「ナラ枯れの被害をどう減らすか ー里山林を守るためにー」

39 南多摩地域：八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市から成る本土部の中央南側に位置する地域

40 東京都（2023年）「保全地域の保全・活用プラン」

(3) 戦略的保全の具体的な取組

ア 伝統知や地域知にもとづく谷戸の保全管理

良好な里山環境が残されている場所を保護上重要な生態系として抽出し、それらを優先的に保全する谷戸等として位置付け、対象地全体の保全に向けた計画を策定し、保全管理を進めます。

雑木林の萌芽更新、林床管理、水田や草地の再生など、伝統的な地域知に基づく農的な管理手法を活用した取組やノウハウを取りまとめ、谷戸環境の保全のモデルとして広く発信していきます。保全地域や都市公園をはじめとした同様の環境を保有する他地域においても活用を図ることで、生物多様性の向上を図ります。

イ 計画的な緑の確保

保護上重要な生態系として抽出された緑地等については、開発や相続等により失われることがないように、保全地域や特別緑地保全地区等の、将来にわたり土地が担保される制度の適用を進めていきます。また、減少する水田や湿地、草原環境、野生生物の移動経路となる緑地を確保し、生態系ネットワークの機能を強化します。

ウ 保護上重要な生態系や種の保全策の強化

都自然保護条例による保全地域の指定や、その中でも特に保護上重要な野生生物の保護を図るべきエリアの保護地区の指定などを進めます。また、絶滅の危険性が高い種については各種法令等により規制を伴う保護対象種として種を指定し、保護計画に基づき、生息・生育地内の個体や個体群数の回復に向けた生息域内保全を行います。それでも個体数が極めて少なくなる場合等には専門機関との連携のもと、生息域外保全についても検討し進めます。

エ 外来種対策の実践の促進

湿地等の在来生態系に大きな影響を与えているアライグマ等の防除対策を自治体間の連携を図りながら推進していきます。また、水辺の生態系に甚大な被害を与えているアメリカザリガニやアカミミガメ等についても効果的な防除の実践や、それらを支える支援を推進していきます。保護上重要な生態系の保全に向け、都版外来種対策リスト等を活用し、地域と連携した外来種対策の実践を促進していきます。

オ 担い手の確保や多様な主体との協働と連携

東京都では、里山環境の新たな担い手の確保を目指し、保全地域の体験プログラム「里山へ GO!」や、企業や大学等のボランティア活動を受け入れる「東京グリーンシップ・アクション」、「東京グリーン・キャンパス・プログラム」などの活動を行っています。これらの情報発信を引き続き進めることで、さらなる参加者を呼び込みます。また、こうした取組を様々な地域や世代に広げていきます。

3. 都市環境エリア

(1) 野生生物と生態系の特徴

都市環境エリアは、人間活動が集中し、都市的環境が優先するエリアです。野生生物の生息・生育環境は分断・縮小化が進んでいますが、その一方で、公園や樹林地等のまとまった緑地や、崖線・街路樹等の線状のみどり、社寺林や屋敷林等の小規模な緑地が点在しており、野生生物の貴重な生息・生育環境となっています。

本エリアでは、自然林であるシラカシ等の常緑広葉樹林などはごく一部にとどまり、コナラ等の二次林なども面積としてはわずかです。このほか、公園や街路樹などの整備された緑地が各所に点在していますが、東側の都心部ではそれらの分布はより少なくなっています。一方で、皇居、明治神宮、新宿御苑、自然教育園のほか比較的規模の大きな都市公園では森林や水辺のまとまった環境があり、ホンドタヌキ、オオタカなどの生態系の上位種も含む多様な動植物が生息・生育する生態系が存在しています。

また、石神井公園の三宝寺池、井の頭恩師公園の井の頭池、水元公園などの水辺には、野生生物が多く生息・生育しており、一部では希少な湿生植物の生育やトンボ類が生息している豊かな水辺の生態系もみられます。そのほか、玉川上水沿いや国分寺崖線沿いの線状の緑地や台地上の畑地、社寺林や屋敷林、緑地の多い住宅地などの緑地が小規模ながら重要な生態系として孤立して存在しています。

表4-3 都市環境エリアの野生生物の主な生息・生育環境とその特徴や主な生息・生育種

	主な生息・生育環境	生息・生育環境の特徴	主な生息・生育種
自然植生や代償植生等	暖温帯の自然林	シラカシ等の常緑広葉樹林、ケヤキ、ムクノキ等の落葉広葉樹林、ヤナギ類等の川辺林を含む自然林	ホンドタヌキ、シジュウカラ、アオゲイ、イソヨ、アカガシ、トキホリ
	暖温帯の二次林・二次草原	シイ・カシ類等の常緑広葉樹林、コナラ等の落葉広葉樹林を含む二次林、刈取りで維持されている草原	シジュウカラ、コゲラ、ムササビ、ミズイロ、ウチガシ
	水田・放棄水田など	水田や放棄水田の湿生雑草群落	アブノミ
	畑雑草群落	市街地周辺の畑雑草群落や果樹園など	ヒバリ、モズ
	畑地・果樹園など	農地等の畑雑草群落	ベニジミ
	緑の多い住宅地	市街地の住宅地の中でも緑地の多い住宅地	ホンドタヌキ、シジュウカラ、カラスアゲハ、コムシ、コマダラチヨウ
	公園緑地	都立公園・保全地域など	
その他	崖線群と湧水群	立川崖線などの台地の縁に線状に分布する崖線と湧水群	ホトケトゾウ、ゲンジボタル、オキヤナ、ヤマトタマシ、ニリンソウ、キツネカミソリ、アマナ
	用水路沿いに線状に分布する樹林地	玉川上水、野火止用水に沿って線状に分布する樹林地	
	武蔵野三大湧水池	三宝寺池（石神井公園）、善福寺池（善福寺公園）、井の頭池（井の頭公園）の湧水池とその周辺地	ミツガシ、シロ、ジョウロウスゲ、イノシシ、フラスコモ、モノサシトホ、マルタンヤナ、オオヤマトホ、チョウトホ
	都心部の大規模緑地	皇居、明治神宮、自然教育園、新宿御苑	オオタカ、ホンドタヌキ、ベニイトトホ、コサエ、ウチヤナ、コシアキトホ
	多摩川水系中流部の低地の水田及び湧水群	多摩川水系中流部の低地に分布する水田及び湧水群	ホンドタヌキ、オオヨシキリ、コサギ、ミクリ、マルハヤナギ、シロハナサクラタテ、シロネ
	水元周辺の池沼や湿地	水元公園や周辺の池沼、湿地	オニバス、アサギ、シロネ、アオヤナ



暖温帯の常緑樹林
(シラカシ林)



暖温帯の河辺林
(ヤナギ林)



暖温帯の二次林
(コナラ林)

図4-6 都市環境エリアの主な保護上重要な生態系（自然林・二次林等）



多摩川由来の立川崖線
(立川市)



用水路沿いに分布する樹林地
(玉川上水)



武蔵野3大湧水池
(三宝寺池)



都心部の大規模緑地
(新宿御苑)



水元周辺の池沼や湿地
(水元公園)

図4-7 都市環境エリアの主な保護上重要な生態系（その他の環境）

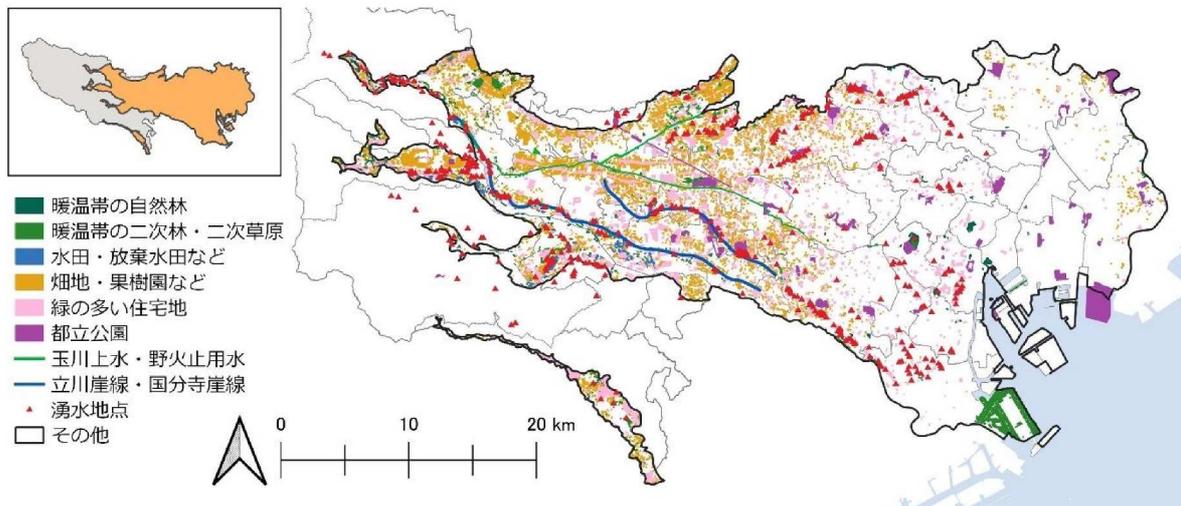


図4-8 都市環境エリアにおける野生生物の主な生息・生育環境の分布状況

(2) 野生生物と生態系の危機的状況

ア 開発による野生生物の生息・生育地の分断・孤立化、質の劣化

都市環境エリアでは、開発により市街化が広く進行したため、樹林地、農地、湿地、水路などのかつての野生生物の生息・生育環境の多くが消失しています。現状で残されている場所は、崖線や玉川上水などの連続した線状の緑地、台地上の雑木林や屋敷林、社寺林、農地、多摩川中流部の低地に点在する水田群がありますが、いずれの場所でも緑地の分断・孤立化、自然環境の質の劣化などが進行しています。その結果として、野生生物の生息・生育地は限定的な状況となっています。それらの中でも、特に低地の水田や湿地、湧水池などの水辺環境は激減し、現在では一部がわずかに残されている状況です。

イ 様々なルートで侵入する外来種による影響

都市周辺の水辺では、アライグマやアメリカザリガニ、アカミミガメが広域で蔓延し、林や水辺等の様々な環境で野生生物の生息・生育に大きな影響を及ぼしています。また、近年では、サクラなどの樹木を食害する外来種のクビアカツヤカミキリの被害が、市街地の街路樹や公園、個人宅の庭等でみられるようになってきました。また、隣接する自治体で分布を拡大しているクリハラリスやキョンなども、侵入の危険性があり、河川を通して侵入が確認されているナガエツルノゲイトウなどの水草、東京港や羽田空港など海外からの窓口となっている場所から新たな外来種が入る危険もあります。

このように、人間活動が活発な都市環境エリアでは、ペット等の飼育個体由来の放逐や放流といった意図的な外来種の導入のみならず、物流とともに人や車などに付着して非意図的に外来種が分布拡散するような状況も生じやすく、様々なルートから侵略的外来種の侵入の危険にさらされています。

ウ 増え続ける野生生物の地域絶滅

都市環境にわずかに残されたハビタット（野生生物が生息・生育に利用する場）を活用し生息・生育する保護上重要な野生生物が危機的状況です。東京都レッドリスト（本土部）2020年版によると、区部の植物種では絶滅種が188種と極めて多く、絶滅危惧Ⅰ類は41種から105種と2.5倍程度に増加しています。1950年以降開発が著しく、湧水湿地や沿岸河口部に広がっていた塩生湿地が改変されるなど多様な環境が消失したことなどが影響し、この地域に生息・生育していた生物種のさらなる地域絶滅が懸念されています。

(3) 戦略的保全の具体的な取組

ア 野生生物の総点検

都市域においてわずかに残された、野生生物の生息・生育地の現況の把握や回復に向けたポテンシャルの評価に向けて、野生生物調査を積極的に進め、情報を共有します。調査は都内全域や区市町村ごと、緑地ごと等の様々な単位で行い、定期的に行えるよう努めます。市民参加による生物調査なども活用します。また、これら調査結果を新たな生息・生育地の創出などの取組につなげ、その成果を評価しながら維持管理に活用するなど順応的に取り組みます。

イ 緑の確保や生態系ネットワーク機能の強化

保護上重要な野生生物の生息・生育環境として機能する、台地部等に残る湿地等の水辺を有する緑地や、地域に根付いた屋敷林等の民有緑地等については、開発や相続等により失われないよう、保全地域制度や特別緑地保全地区等による、将来にわたり土地が担保される制度による確保やそのための支援を検討していきます。また、減少する水田や湿地、草原環境、野生生物の移動経路となる緑地を確保し、生態系ネットワークの機能を強化します。

ウ 開発の機会に合わせた生態系の保全の促進

開発などの機会に合わせ、野生生物の生息・生育地となる緑地の保全、創出を促します。また、それら緑地が野生生物の良好なハビタットとして機能するよう、専門家等の知見を取り入れた維持管理の普及に努めます。さらに、緑地が将来にわたり良好な環境を維持していけるよう、保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域である OECM に係る国の認定制度などへの参加を促していきます。

エ 外来種対策の実践の促進

公園緑地や街路樹、屋敷林や社寺林、学校等が保有するビオトープ、事業用地など、様々な緑地や水辺は、時に外来種の生息・生育地や分布拡大の経路となることもあります。外来種対策に関する普及啓発を進め、新たな外来種の侵入や分布拡散の早期発見につなげます。また、都版外来種対策リスト等を活用し、適切な手法のもと地域と連携した効果的かつ継続的な防除対策を進めます。

オ 保護上重要な生態系や種の保全策の強化

土地の管理者や自治体、地域、市民、専門家等との連携のもと、保全策の取組を強化します。また、絶滅の危険性が高い種については各種法令等により規制を伴う保護対象種として指定するなど、保護計画に基づき、生息・生育地内の個体数の回復に向けた生息域内保全を行います。それでも個体数が極めて少なくなる場合等には専門機関との連携のもと、生息域外保全についても検討し進めます。

4. 河川環境エリア

(1) 野生生物と生態系の特徴

河川環境エリアは、他の各エリアを結ぶネットワークの基軸となるエリアです。東京都の河川は、4つの一級河川と、直接海へ注ぐその他の二級河川に大別されます。また、これらに加え、低地の運河や水路、台地や多摩川低地の農業用等の水路、山地や丘陵地のダム湖など、様々な水辺環境があります。このため、それぞれの場所で多様な生態系が形成されており、様々な動物の移動経路となるなど、生態系ネットワークとしても重要な役割を果たしています。

エリアは礫河原の他、ヤナギ類などが生育する河辺林、ヨシ群落などの湿生草原、河原植生などの様々な植生が分布し、河川の氾濫によりたびたびその分布を変化させてきました。このような環境は、水中に生息・生育する野生生物だけでなく、水域沿いの湿地を利用する野生生物や氾濫によるかく乱に依存した野生生物にとって重要な生息・生育環境となっています。

大河川には、コアジサシ、オオヨシキリ、カモ類などの鳥類や、カワラバッタなどの昆虫類、アユ、オイカワなどの淡水魚類などが生息し、河川のワンドや氾濫原の一時的水域では本流とは異なる生物相が見られ、生活史のなかで止水域を利用する魚類のすみかとして機能しています。また、用水路では、ナガエミクリやホザキノフサモなどの希少な水生植物が生育し、在来の魚類なども多数生息する二次的自然が形成されています。さらに、冬のダム湖は、多くの渡り鳥の飛来地となっています。

表4-4 河川環境エリアの野生生物の主な生息・生育環境とその特徴や主な生息・生育種

主な生息・生育環境		生息・生育環境の特徴	主な生息・生育種
河川環境	三大河川	多摩川、荒川、江戸川の大河川の主流	トビ、オハシ、コアジサシ、オオヨシキリ、ダイオウ、アユ、オイカワ、スサヅメ、ニホウナギ、マルタ、キバチ、カジカ、コオニヤマ、アサナエ、オカサナエ
	中小河川	野川、仙川、神田川、石神井川など上記の支流や、それ以外の1級、2級河川	
	用水路	玉川上水、野火止用水、府中用水、日野用水、豊田用水等の樹林地や河辺植生を伴う上水道や農業用水	ホザキノフサモ、ナガエミクリ、セキショウモ、オイカワ、ウグイ、アブラハヤ、ハグロトンボ、ホサナエ
自然植生	河辺林（ヤナギ林）	河川沿いに分布するヤナギ類の低木林もしくは高木林の自然林	ホヤナギ、オノヤナギ、タヤナギ、シヤナギ、ココメヤナギ、コムラサキ
	河辺・沼沢草原	河川沿いに分布するヨシ群落やオギ群落等の高茎湿生草本群落やカワラノギク群落などの河原植生	カワラバッタ、カワラノギク、カワラハコ、カワラサイロ、カワラニガナ
その他	その他の湖沼・湿地・水辺環境	奥多摩湖、多摩湖やそれ以外の湿地、水辺など	ヤマメ、ウグイ、オイカワ、ムサシジヨスガハセ、クロダハセ
	堰・魚道	大規模河川の堰に設けられた魚道など	アユ、ウグイ、オイカワ
	六郷低水敷の汽水帯植物群落	六郷橋から多摩運河までの汽水域兩岸にあるヨシなどの湿生植物群落	オオヨシキリ、ヒスマイトンボ、ウラギク、シオクグ、コウキヤガラ



図4-9 河川環境エリアにおける主な保護上重要な生態系

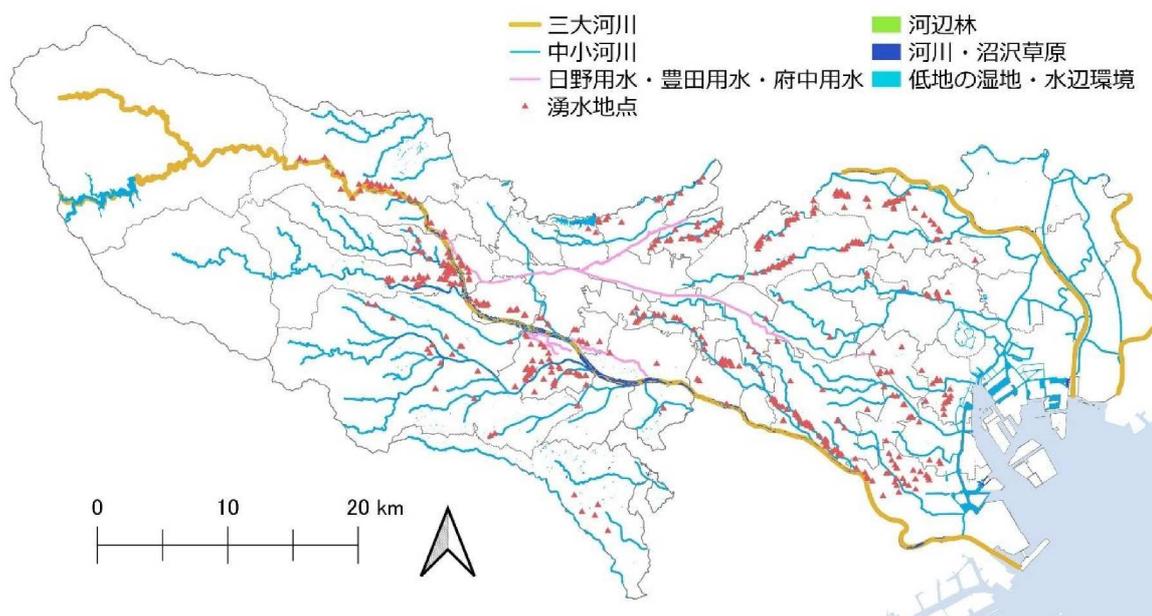


図4-10 河川環境エリアにおける野生生物の主な生息・生育環境の分布状況

(2) 野生生物と生態系の危機的状況

ア 市街地開発やインフラ整備等によるハビタットの消失や劣化

上流部のダム建設や中下流部の護岸整備が進むにつれ、増水による河川のかく乱頻度は減少し、氾濫原環境である湿地等の消失や、河床低下とともに高水敷の乾燥化などが進んでいます。それとともに、かく乱に依存する野生生物種のハビタット（野生生物が生息・生育に利用する場）の消失や植生の単調化等が進み、河川生態系の多くの種の野生絶滅が懸念されています。

イ 外来種による捕食や生息・生育環境の改変

近年、コクチバスなどの肉食外来魚が、在来魚の深刻な捕食被害を引き起こしています。また、北米原産の珪藻類であるミズワタクチビルケイソウやカワシオグサが多摩川上流域を中心に分布拡散しており、アユなどの水産資源に対する影響なども懸念されています。河川敷では、競争力、再生力が旺盛な外来樹木であるハリエンジュの侵入が土壌の肥沃化や河川敷の光環境の変化を引き起こし、在来植物との競合のみならず、生息・生育環境の改変も引き起こしています。

さらに、河川は生物が移動し生息地をつなぐ回廊としての役割も持っていることから、外来種の魚類のみならず、水などによって運ばれる種子や哺乳類など、様々な外来種の侵入や分布拡散の場にもなっています。

ウ 外来種による遺伝的かく乱

過去に行われた遺伝的に異なる系統の外来個体の種苗放流やそれに随伴した外来種の侵入、ヒメダカなどの人工改良品種の意図的な導入やコイやフナ類などの放流により、それらと在来種や在来個体群との交雑による遺伝的かく乱が見られます。山地の溪流でも同様のことが起こっていますが、各支川の最上流部ではまだその影響が及んでいない場所が残っています。今後、このような場所においても、系統の異なる同種や近縁種との交雑が起こる危険性があります。

エ 豪雨災害の激甚化による生息・生育地の消失

近年では気候変動などの影響で激甚化した豪雨災害により、希少な動植物の生息・生育地が、一気に流され消失してしまう現象が生じており、特に生息・生育場所が限定している種などは影響を受けやすくなっています。また、河川整備等が進んだ現在、河川環境そのものが有する自然の回復力やレフュージア（避難地）が少なくなっていることも、この問題を大きくしています。

(3) 戦略的保全の具体的な取組

ア 保護上重要な生態系における保全対策の推進

保護上重要な生態系として選定されたエリアでは、野生生物の現状の把握に努め、在来種の絶滅回避に向けて生息・生育環境の保全のための対策を推進します。特に池沼や湿地等の保全に関わる取組を強化するとともに、生息・生息地の拡大などを積極的に進めます。また、農業用水堰や魚道の整備等により、野生生物の生活史や移動経路に配慮し、地域全体を視野に入れた生態系のつながりの保全を目指します。

イ 溪流における在来魚類の保全（遺伝的かく乱の防止）を推進

河川の上流部に生息する魚類などで、外来種との交雑をまぬがれ在来の純系の個体群が存続している場所では、条例等による種指定や保護区等の指定などを行い、下流部と交流できないように個体群を維持することの必要性が指摘されています。これらの個体群を維持するため、専門機関との連携のもと、生息域外保全による系統保存にも取り組みます。実態把握に向けては、従来の採集調査に加え環境 DNA 分析等も活用するなど、効率的かつ効果的に進めていきます。

ウ 河川を通じて分布拡散する外来種の対策推進

違法放流を含む密放流やその他の放流による意図的・非意図的な外来種の導入が生じないように、関係団体等と連携しながら、法令等による規制の検討も含め、被害予防に努めていきます。また、河川利用者等を介して非意図的に分布拡大が懸念される珪藻類等の外来種について、調査研究成果の活用や、利用者への普及啓発等を通じて対策を強化します。ナガエツルノゲイトウやコウライギギなど、河川上流部等、他県から侵入する侵略的な外来種については、国や地方公共団体、市民による調査等を活用し、それらの現状把握に努めます。

エ 中下流部の湿地や礫河原の保全を推進

野生生物のハビタットとして一定間隔のかく乱が重要な要素でもある河川環境において、河川敷における樹木の適切な管理や、時には人の手による積極的な介入などにより湿地や礫河原の維持や保全に努めます。カワラノギクやカワラハハコ、カワラバツタのように、かく乱と土砂の移動により生息・生育地を変えながら個体群を維持するかく乱依存種については、ハビタットの創出に加え、メタ個体群（複数の個体群間での個体の移動などにより保たれる個体群のまとまり）に配慮した保全を検討します。生息域外保全を行う場合には、遺伝子解析等による保全単位の設定と集団内の遺伝的多様性の確認を行うなど、種内の遺伝的多様性が保たれるよう留意します。また、官民協働による継続的なモニタリングでの河川環境及び野生生物の現状の把握、さらには生物種間の相互作用の適切な把握に努めます。

オ モニタリングデータの活用

行政や事業者、市民団体等が実施した生物調査の成果を、今後の保全や再生の取組に有効活用できるように、一元的に集約し発信することを目指します。調査成果については、将来に渡り有効な自然史情報とするためにも、日時や位置などの属性情報や生態写真等と合わせて記録し、蓄積していくことを目指します。

5. 東京湾エリア

(1) 野生生物と生態系の特徴

東京湾エリアは、首都圏の中心に位置し、江戸川、荒川、多摩川、鶴見川等が流入する内湾です。東京湾の沿岸部は、多くが人工的な環境に改変されていますが、海水や汽水などの水域、海岸の岩場や砂浜などの陸域、干潟や浅場などの塩性湿地等、野生生物の重要な生息・生育環境となっています。

本エリアは、かつては豊饒の海と呼ばれた生物相が豊かな地域でしたが、その生息・生育地であった自然干潟や浅場のほとんどが埋立てにより消失しました。現在は、森ヶ崎の鼻や、葛西海浜公園の人工干潟、東京港野鳥公園など海上公園に小規模な干潟や浅場が存在しているのみとなっています。

湾岸には、常緑広葉樹の自然林が現存し、羽田空港周辺のススキ-チガヤ群落などがあります。また、河口域の河川沿いには、オオヨシキリなどの鳥類が生息するヨシ群落などの河川・沼沢草原や、ウラギクなどの塩生植物が生育する塩沼地植生がわずかに残っています。さらに、ラムサール条約にも指定されている葛西海浜公園や三枚洲、葛西臨海公園の鳥類園では、スズガモ、ホシハジロ、コアジサシ、シギ・チドリ類など、中央防波堤付近の新しい埋立地ではセイタカシギなど様々な希少な水鳥を観察することができます。

表 4-5 東京湾エリアの野生生物の主な生息・生育環境とその特徴や主な生息・生育種

主な生息・生育環境		生息・生育地の特徴	主な生息・生育種
自然植生 や 代償植生	暖温帯の常緑広葉樹林	タブノキ等の常緑広葉樹が優占する自然林	タブノキ
	暖温帯の二次草原	羽田空港周辺のススキ-チガヤ群落などの二次草原	ススキ、チガヤ
	河川・沼沢草原	河川沿いや河口域に分布するヨシ群落やオギ群落等の河原植生	トビハゼ、オオヨシキリ、ヨシ、ウキカグラ
	塩沼地植生	河口域などの満潮時には海水に曝され、干潮時には湿地・沼地になる場所に成立する植生	ウラギク、ヨシ
その他	東京都内湾の干潟及び塩性湿地群	多摩川河口域、荒川・江戸川河口域周辺の植生	マハゼ、トビハゼ、マサゴハゼ、ヤマトシジミ、ハマグリ、ウラギク、ヨシ、アアイシ、シオクグ、ウキカグラ
	多摩川河口の塩性植物群落	多摩川河口の汽水域周辺の塩性植物群落	
	葛西臨海公園・葛西海浜公園	葛西臨海公園、葛西海浜公園の海浜部のまとまった緑地と湿地	スズガモ、カンムリカイツブリ、ミヤコドリ、カイツブリ、ホシハジロ、コアジサシ、シギ・チドリ類、トビハゼ、エトハゼ、アカエイ、マダ、ウラギク
	三枚洲	葛西海浜公園の沖合に広がる自然干潟・浅場	
	開放水域	大規模河川や河口域、池沼などの開放水域	カモ類、ボラ、スズキ、シロマル



河川・沼沢草原



塩沼地植生



多摩川河口の塩生植物群落



葛西臨海公園・葛西海浜公園



三枚洲

図4-11 東京湾エリアにおける主な保護上重要な生態系（自然植生・代償植生・その他の環境）

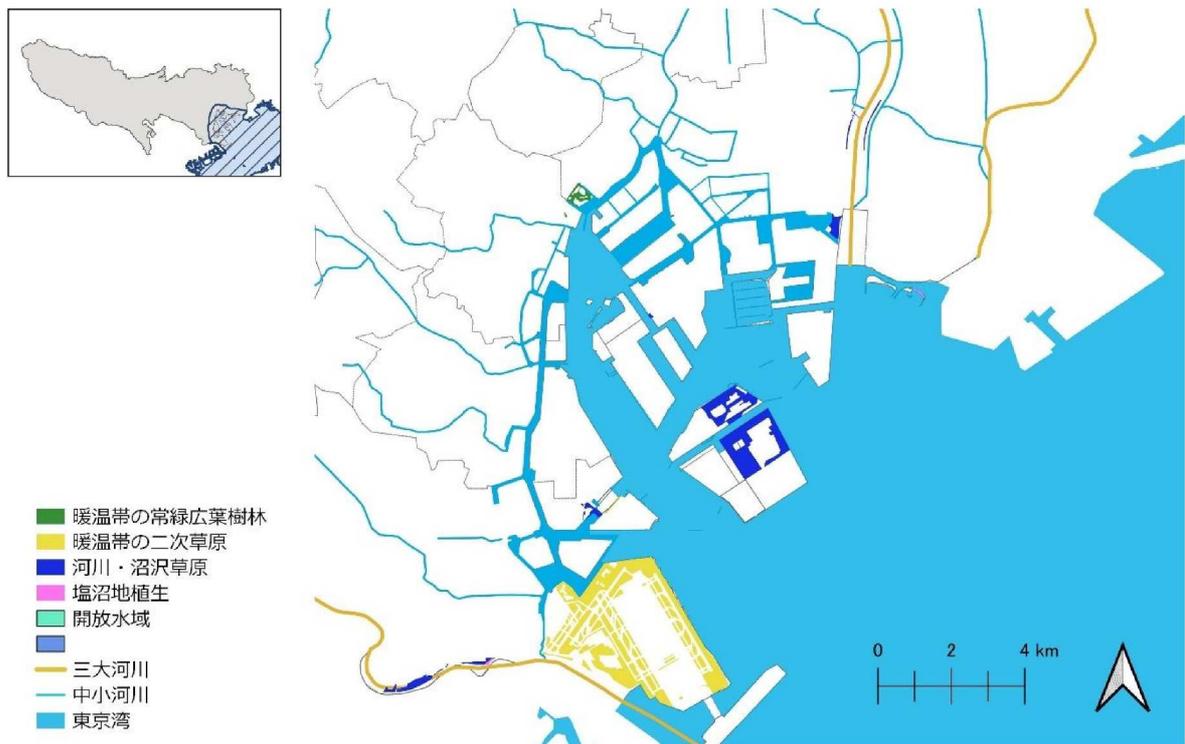


図4-12 東京湾エリアにおける野生生物の主な生息・生育環境の分布状況

(2) 野生生物と生態系の危機的状況

ア 都市化や沿岸浅場の開発等による生物相の変化

東京湾では埋立てによる市街地整備や港湾整備、護岸工事により多くの干潟や浅場が消失し、現在では葛西海浜公園などごく一部で再生された干潟や浅場が残るのみとなっています。この残された干潟などを生活や繁殖の場として利用する生物が絶滅種や絶滅危惧種となっている現状があります。シラウオとアオギスの野生絶滅は、干潟が埋立てにより消失したことが原因といわれています。また、東京湾は日本の北限のトビハゼ生息地であり、かつては多くのトビハゼが見られましたが⁴¹、干潟の減少や水質汚濁により生息数が激減しました。また、地球温暖化の影響による海水温の上昇や黒潮の変動なども、生物相の変化に影響を与えていると言われています。

イ 水質等の水環境の変化

東京湾は大都市を後背地に持つため、高度経済成長期には流域からの汚濁物質や栄養塩類の流入が増加し、その結果、水質が大幅に悪化しました。これにより赤潮が発生し、溶存酸素が不足する貧酸素水塊が形成され、生物の大量死がしばしば発生するようになりました。

近年では下水道の普及などにより、汚濁物質の指標である化学的酸素要求量や、富栄養化の原因物質である窒素・リンの量は減少し、再生・創出された浅場や干潟では多様な生物の生息が確認されるなど、一定の成果が認められています。しかし、野生生物の生息・生育環境への影響が懸念される雨天時の流入汚濁のほか、漂着ごみやマイクロプラスチック問題などの新たな課題等が指摘されています。

ウ 干潟や塩性湿地等での遷移の進行

干潟や塩性湿地等は、かく乱によってその環境を維持してきましたが、一部の再生された干潟や湿地では、上流からの土砂供給が少なくなっていることもあり、かく乱等を受けにくい環境になっています。そのため、現状のまま放置すると植生遷移が進み、ヨシなど高茎の湿性植物に覆われ、その結果ウラギク等の低茎の希少草本類のハビタット（野生生物が生息・生育に利用する場）が失われる恐れがあります。

エ 外来種の侵入

近年台風やゲリラ豪雨などによる氾濫によって、上流から侵略性の高い外来の水草などが干潟に流れ込み、わずかに残された生息・生育地が失われる状況があります。また、船舶から排出されるバラスト水により運ばれてきたチチュウカイミドリガニなどのカニ類、ホンビノスガイやムラサキガイなどの貝類による生態系への影響も懸念されます。

41 東京動物園協会「東京湾のトビハゼのいま」(<https://www.tokyo-zoo.net/conservation/tobihaze.html>) (令和6年3月22日閲覧)

(3) 戦略的保全の具体的な取組

ア 保護上重要な生態系である干潟や塩性湿地の保全・再生を強化

現状、良好な状態で維持されている干潟や浅場は極めて少ないことから、保護上重要な生態系として、現存する塩性湿地の環境を維持できるよう、必要に応じて人手を加えながら植生管理を行うなど適正な保全を関係団体と連携しながら推進していきます。

干潟や浅場が再生できるポテンシャルのある場所を調査等により抽出し、官民連携による藻場や湿地・干潟などのブルーカーボン生態系の再生の取組を推進することで、在来生態系の再生を効果的かつ戦略的に進めていきます。

イ 国や近隣自治体との連携強化

東京湾における国や近隣自治体との既存の広域連携の場や、官民連携によるフォーラムなどを活用し、東京湾の生態系の保全に必要な情報共有を推進していきます。また、行政等の公的機関や研究機関、企業や市民など、様々な主体が連携を強化し、保護上重要な生態系の保全に向けた取組を進めていきます。

ウ モニタリングデータの活用

東京都の調査を含む既存のモニタリングデータ等を有効活用し、保護上重要な生態系の把握に活用するなど、蓄積された情報を保全や再生活動へつなげていきます。また、これらの結果を公開していくことで、研究者のみならず市民科学者をはじめとした、誰でもが利用しやすい情報環境を整備します。

エ 水質改善に向けた取組

東京湾へ流入する汚濁負荷を削減するため、これまで下水道の整備等含めた水質改善事業が合流改善を含めて実施されてきました。そうした事業効果もあり、近年、東京湾に流入する有機汚濁物質は減少してきています。しかしながら、雨天時の流入汚濁の影響もあり、依然として慢性的な富栄養化は問題となっており、生物の大量死を引き起こす貧酸素水塊の発生などは現在も続いています。このことから、野生生物の生息・生育環境の改善に向け、今後の対策について検討を進めます。

6. 伊豆諸島エリア

(1) 野生生物と生態系の特徴

伊豆諸島エリアは、伊豆半島の東南に位置し、9つの有人島からなります。これらの島々は、本土と陸続きにならなかったことがない火山に起源を有する海洋島からなり、現在活動中の活火山も多く、それらの火山活動の状態によって島ごとに様々な遷移段階の植物群落 distributes。本エリアに生息・生育する多くの動植物は、伊豆半島など本土に由来すると考えられていますが、現在は、島ごとに固有性の高い生物が生息しています。

御蔵島、神津島、八丈島の山頂部付近には、ササ群落やシマノガリヤス群落などから成る自然草原が分布し、シマキンレイカなどの冷温帯の植物が生育しています。山腹部には、ヤマグルマ群落やスダジイ群落などの常緑樹の自然林が分布し、オーストンヤマガラなどの樹林性の動物が生息しています。

大島、新島、神津島、三宅島、八丈島では、スダジイ、ヒサカキ等の常緑広葉樹林やオオシマザクラ等の落葉広葉樹林から成る二次林が広がっており、アカコッコ、オカダトカゲなどの生息場所となっています。沿岸部にはクロマツ群落やトベラ等の低木群落が分布し、クロアシアホウドリなどの海鳥の生息場所にもなっています。また、近年噴火した大島や三宅島では、山頂付近に自然裸地が分布し、その周囲にはハチジョウイタドリなどが生育する火山荒原植生が分布しています。

また、伊豆諸島周辺では、黒潮や複雑な海底地形などの影響により、多種の沿岸性魚類をはじめとして、海洋性鳥類や鯨類やウミガメ類、サンゴもみられる豊かな生物相を形成しています。

表4-6 伊豆諸島エリアの野生生物の主な生息・生育環境とその特徴や主な生息・生育

	主な生息・生育環境	生息・生育環境の特徴	主な生息・生育種
自然 植生 や 代 償 植 生	冷温帯の自然草原	山腹斜面などに分布するササ群落やシマノガリヤス群落などの自然草原	ミヤマクササ、シマキンレイカ、マツノリウ
	常緑広葉樹林 (ヤマグルマ群落)	低山の尾根部などに広く分布するヤマグルマが優占する常緑広葉樹林	オーストンヤマガラ、セッコク、ヤマグルマ
	常緑広葉樹林 (スダジイ群落など)	山地部から海岸沿いなど広く分布し、スダジイ、タブノキなどが優占する常緑広葉樹林	オオシマザクラ、オーストンヤマガラ、ミクラミヤマクササ
	海岸林	沿岸部に分布するクロマツ等の針葉樹林、オオバヤシヤブシ、ガクアジサイ等の低木群落、沿岸部に分布するトベラ等の低木群落を含む自然林	オオバヤシヤブシ
	二次林・二次草原	スダジイ、ヒサカキ等の常緑広葉樹林、オオシマザクラ等の落葉広葉樹林を含む二次林、ススキ群落、シダ草原等の二次草原	アカコッコ、オカダトカゲ、サユリ、アシタバ、オオシマザクラ
	沼沢草原・海岸植生	湿原、河川、池沼周辺のヨシ等の湿生植物群落、沿岸部に分布するハマゴウ等の砂丘植生、ラセイタソウ等の海岸植生など	クロアシアホウドリ、イヌハナホシクサ、ハマユウ、イネゲク
	岩角地植生	低山に分布するリュウブ、オオシマツツジ等の岩角地・石灰岩地植生	クロアシアホウドリ、オオシマザクラ
	火山荒原植生(ハチジョウイタドリ群落など)	大島、三宅島などの火山地帯周辺に分布するハチジョウイタドリなどの荒原植生	ハチジョウイタドリ、ハチジョウユズキ、オオバヤシヤブシ
	自然裸地	火山活動の影響により植物の生えない、一次遷移が始まる前の裸地	-
その他	サンゴ礁などの海域	伊豆諸島周辺のサンゴ礁などの海域	アウミガメ、ミナハトウイカ、ミドリイシ類、キムメイシ類、タカハ、クサヤモロ、トビウオ、シマアジ、イカキク



図 4-13 伊豆諸島エリアにおける主な保護上重要な生態系（自然植生・代償植生等）

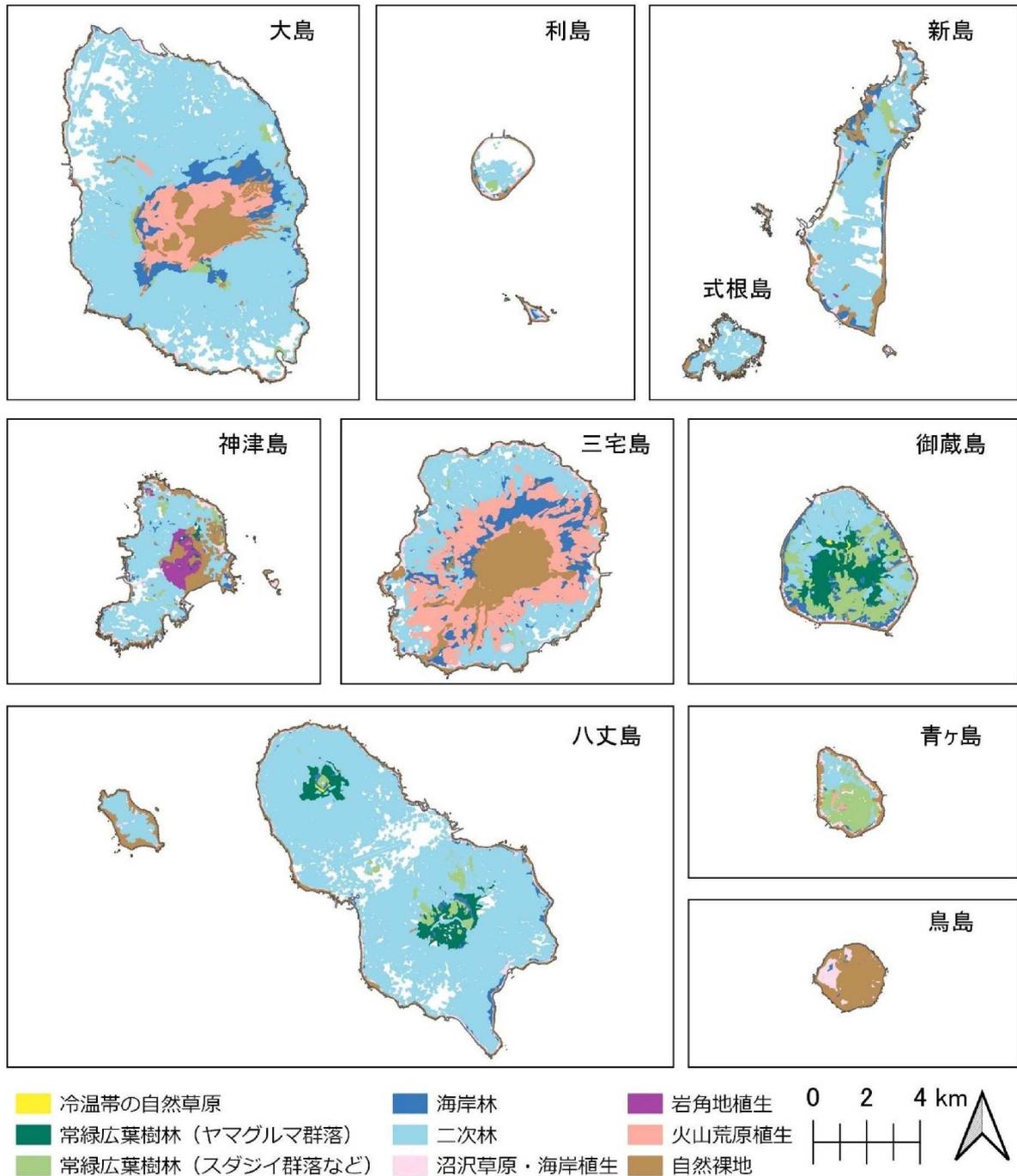


図 4-14 伊豆諸島エリアにおける野生生物の主な生息・生育環境の分布状況

(2) 野生生物と生態系の危機的状況

ア 外来種の侵入による影響

海洋島である伊豆諸島は、同じく海洋島である小笠原諸島と同様に日本のなかでも固有種や固有亜種が集中して分布する地域です⁴²。

これらの島では在来の大型哺乳類がいないなどニッチ⁴³の空きが多く、外来種が定着しやすい環境です。さらに、これまで草食獣がいなかったために、トゲなどの防御機構が未発達と思われる植物種もあり、外来種の侵入に対して脆弱といえます。

伊豆諸島では、ニホンイタチ、ノネコ、キョンなどの捕食圧によって、動植物の減少や衰退などが生じています。また、アズマヒキガエルをはじめとした両生類は、島では国内外来種であり、昆虫類や土壤動物の減少などを引き起こしています。

イ 法令等による制度による規制が不十分

伊豆諸島は火山とともに成立した独特の生態系を有しているものの、野生生物の保全活動が十分には進んでいないのが現状です。

神津島や御蔵島に生息する固有種のみクラミヤマクワガタ等は、条例によって採集や島外への持ち出しが禁止されています。その一方で多くの種では、法令等による禁止措置等がみられず、未だに過剰採取によって個体数が激減している種も存在します。

また、道路の法面などでは、吹き付け種子による外来種の侵入や、生物のハビタット（野生生物が生息・生育に利用する場）の消失が指摘されており、工事等における環境への配慮を促すためのマニュアル等の整備が急務となっています。

ウ 保全に関わる担い手の不足

多摩地域や小笠原諸島においては、東京都レンジャーが巡視業務において保護上重要な野生生物の監視やマナーの普及啓発などを行ってきました。伊豆諸島においては、野生生物に関する監視態勢等が不足しており、今後体制の充実が望まれます。

2040年に向けて伊豆諸島全体の人口は減少し続けると予測されており⁴⁴、今後、保全活動を担う人材の確保が課題になります。島の保全活動団体が高齢化し、希少種のハビタットの情報など貴重な情報が失われようとしています。

エ 生物多様性情報の不足

レッドデータブック東京 2014（島しょ部）によれば、各分類群の専門家による評価等において、野生生物に関する情報不足や継続調査の必要性が指摘されています。

42 環境省「日本固有種の確認種数」(<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/map/map09/index.html>) (令和6年3月22日閲覧)

43 生態的地位を指す。動物の場合は、餌となる植物や他の動物、隠れ家等、植物の場合は、光合成に必要な太陽光や根を張るための土壌など、生物が生態系の中で生きていくために不可欠なもの（環境）を指し、これらを巡る生物種間の競争競争等を経て得た地位が生態的地位（ニッチ）である。ニッチを獲得できた生物種だけが生態系において安定した生存が可能となる。

44 東京都総務局（2023）「東京都離島振興計画（令和5年度～令和14年度）」, p11

(3) 戦略的保全の具体的な取組

ア 保護上重要な生態系における保全策の強化

伊豆諸島は、本土に隣接する海洋島ですが、大きく異なる生態系を有していることから、島全体が保護上重要であることを念頭に置いた取組をします。

レッドリスト改定に向けた調査やデジタル版野生生物目録の策定を機に、各島の生物相の調査を行い、保全の取組が手薄な場所について、保護区等の制度の活用を含めて対策の強化を検討します。なお、伊豆諸島の有人島で唯一、富士箱根伊豆国立公園区域指定されていない青ヶ島では、野生生物の実態把握などが進んでいないため、保護上重要な地域等の抽出に向けた現況把握に努めます。八丈小島等をはじめ、保護上重要なエリアについては、現況把握とともに専門家の意見を取り入れながら地域の合意形成を図り、保全策を検討していきます。また、公共事業等における環境配慮事項の整理等、野生生物の保全に配慮した開発事業の実現を目指します。

なお、伊豆諸島において実効性の高い保全策を推進するにあたり、既に島全体における自然環境の保全策を策定し実践している小笠原諸島における取組を参考としながら進めていきます。

イ 外来種の侵入予防策の推進

島に外来種が侵入することを未然に防ぎます。特に、在来の生態系が維持されている御蔵島、神津島、八丈小島等では、渡航ルールの整備や監視体制の強化により、島間の拡散を含め侵略的外来種の侵入や定着、分布拡散を防ぐ取組を検討します。また、ペットなど飼育個体由来の外来種の放流や放逐を未然に防ぐため、住民向けの普及啓発や法令整備を進め、飼育施設では管理の徹底を促していきます。

ウ 人の乱獲や過剰な採取から野生生物を守る

園芸目的の採取が懸念されるラン科植物やサクユリなどに対し、法令等による種の指定などで行為の規制を行い、これ以上の個体数の減少を防ぎます。

伊豆諸島の自然公園内など法令等によって禁止されている盗掘や密猟など違法行為の監視体制や、観光客への利用マナーの普及啓発、施設の点検等を行います。

エ 侵略的外来種から固有種を守る

すでにまん延しているキョンなど侵略的外来種の影響から固有種や希少種を守るため、地域の現状を把握した上で優先度を考えながら、侵略的外来種の個体数管理や、植生保護柵の設置、専門機関での生息域外保全による系統保存等を実施します。

オ 関係者が一体となった保全の推進

特に保全すべき種に対し、PHVA プロセス⁴⁵などによる、住民、専門家、行政関係機関などが一体となった保全計画づくりを推進します。また、エコツーリズム等を活用し、島の自然の利用ルールを定め、適切な利用を促すとともに、インバウンド向けの情報発信や普及啓発も行います。

大島公園動物園における、島しょ地域の希少種の保全を進め、展示や環境教育の充実・推進を図ることなどにより、保全のための次代の担い手確保に取り組んでいきます。

45 PHVA プロセス：ワークショップにより、絶滅危惧種とその生息地の回復のための行動計画を策定する手法。小笠原のアカガシラカラスバトやオガサワラカラヒワの保全計画づくりで活用された（羽山 2021, 鈴木 2021）

7. 小笠原諸島エリア

(1) 野生生物と生態系の特徴

小笠原諸島エリアは、本土部より南に1,000km離れた場所に位置し、一度も陸続きにならなかったことのない海洋島からなります。これらの島々では、長期にわたり孤立した状態で生物が独自の進化を遂げてきたため、島ごとに特徴的な生態系が形成され、独自の進化を遂げた固有種、希少種が多数生息・生育しています。特に、維管束植物や陸産貝類では固有種が多く確認されています。

本エリアは、年間を通じて温暖であり、母島には、発達した土壌に生育する湿性高木林が分布する一方で、父島列島には乾性低木林が分布しています。また、南硫黄島には、ほとんど人手が入っていない原生自然が保たれているほか、西ノ島では現在も火山活動により島が膨張し火山荒原となっている場所もみられます。さらに、海域ではサンゴ礁や海中へ向かって鋭く落ち込む岩肌など、多様な海中景観が広がっており、小笠原諸島の周辺は鯨類や熱帯性魚類、ウミガメ類、海洋性鳥類など様々な海洋生物が生息しています。

父島、母島、北硫黄島、南硫黄島などに広く分布する亜熱帯高木林には、アカガシラカラスバトやオガサワラオオコウモリなどの樹林性の固有動物の生息場所になっています。その周辺には、クサトベラやワダンノキ（母島）、ガクアジサイなどの低木林が分布しています。聳島の大部分、父島の一部には落葉広葉樹林の二次林や低木林、イネ科やシダ類が優占する二次草原などが分布しており、ムニンヒメツバキやオオバシマムラサキなどの固有の植物が生育しています。山頂部付近では火山荒原植生、沿岸部では隆起珊瑚礁植生が分布し、オナガミズナギドリやカツオドリなど海鳥の繁殖地として利用されています。

小笠原諸島は、固有種の割合が高いことや、特に陸産貝類や植物において進化の過程の貴重な証拠を提供していることが、世界遺産委員会で高く評価されています。しかし、それらは侵略的外来種による深刻な影響を受けやすく、脆弱な生態系であることが特徴となっています。

表4-7 小笠原諸島エリアの野生生物の主な生息・生育環境とその特徴や主な生息・生育種

	主な生息・生育環境	生息・生育環境の特徴	主な生息・生育種
自然 植生 や 代 償 植 生	亜熱帯高木林 (湿性高木林)	モモタマナ、オオバシロテツ、テリハコブガシ等の常緑広葉樹林	アカガシラカラスバト、オガサワラオオコウモリ、メグロ、ムニンツツジ、モモタマナ、カタマイマイ
	亜熱帯低木林 (乾性低木林など)	クサトベラ、ワダンノキ、テリハコブガシ等の低木林	メグロ、オオバシマムラサキ、ワダンノキ、オオカタマイマイ
	二次林・二次草原	ウラジロエノキ、シマグワ等の落葉広葉樹林、タケ・ササ類やツルダコなどの低木類が優占する群落、イネ科やシダ類が優占する草地、外来種の草本類が優占する二次草原など	ムニンヒメツバキ、クノキ、シマヅクラ、オオバシマムラサキ
	沼沢草原・海岸植生	オオサンカクイ等の湿生草地、ハマゴウ等の砂丘植生、海岸植生など	クウミツバメ、オガサワラヒメミズナギドリ、クロシアホドリ、オガサワラセセリ
	火山荒原植生	火山地帯周辺に分布する荒原植生	オナガミズナギドリ、カツオドリ
	隆起珊瑚礁植生	サンゴ礁が隆起してできた陸地に成立する植生	カツオドリ、アオリガメ
その他	サンゴ礁などの海域	小笠原諸島周辺のサンゴ礁などの海域	アオリガメ、ハシナガイルカ、ミドリイシ類、ハシナゴ類、ササナシナゴ類、ユゼン、ハシナカサゴ、カッポレ



亜熱帯常緑広葉樹林
(湿性高木林)

亜熱帯低木林
(雲霧林)

亜熱帯低木林
(乾性低木林)

隆起珊瑚礁植生

図 4-15 小笠原諸島エリアにおける主な保護上重要な生態系 (自然植生・代償植生等)

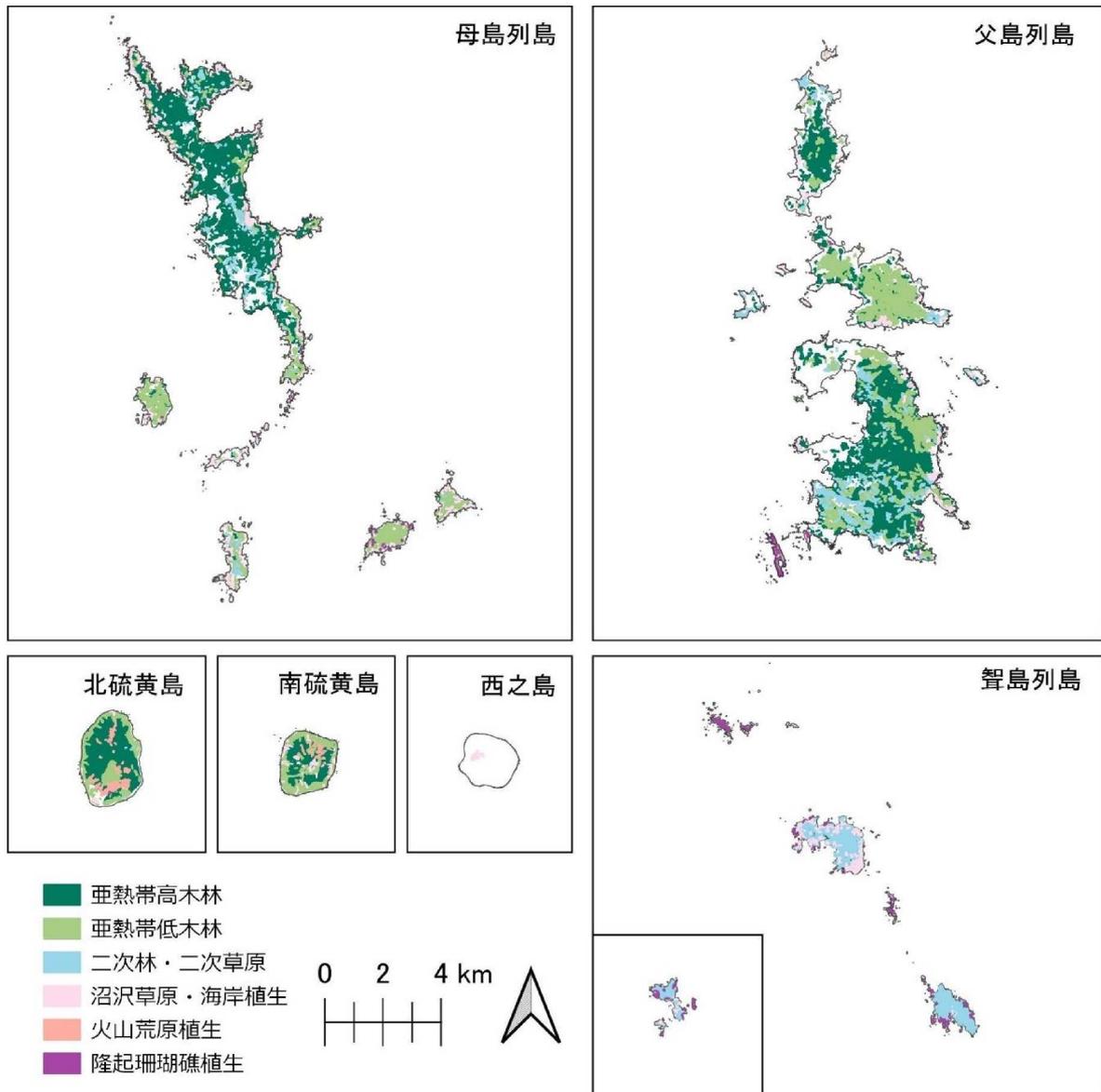


図 4-16 小笠原諸島エリアにおける野生生物主な生息・生育環境の分布状況

(2) 野生生物と生態系の危機的状況

ア 独自の生態系や希少種に対する甚大な外来種の被害

小笠原諸島は固有種が多く、国際的にも重要な希少種の生息・生育地となっている一方、島の規模が小さく、生態系の構成要素が少ないことから、外来種の侵入等に対して非常に脆弱であり、積極的な対策が講じられているにもかかわらず、依然として多くの島で、侵略的外来種の侵入や分布拡大による固有種等への影響がみられます。外来種のアカギやモクマオウ、ギンネムの繁茂により在来植物の成長が抑制されたり、グリーンアノールやノヤギによる捕食圧で在来植物や在来昆虫類が減少したり、さらには陸産貝類への大きな脅威となっているニューギニアヤリガタウズムシ等の新たな侵略的外来種の侵入など、依然として島独自の生態系に多大な影響が及ぼされています。

イ 特異な生態系を構成する固有種等の絶滅の危機

小笠原を代表するチョウ類であるオガサワラシジミは、かつては父島と母島において普通に見られる種でしたが、グリーンアノールの捕食圧をはじめとした侵略的外来種の影響などにより急速に減少したことを受け、専門機関との連携のもと、生息域外保全等を進めてきました。2018年以降、野生個体の確認が途絶え、2020年には飼育下の域外保全個体群も途絶えてしまいました。その他にも、オガサワラカラヒワや陸産貝類など多くの固有種が絶滅の危機に直面しています。

ウ 世界遺産を未来につなぐための新たな支援の仕組みや体制が必要

世界遺産として、国を挙げて保全措置が取られているものの、その自然の魅力や価値を未来へつなぐためには、これまで以上の支援の仕組みや体制が必要になっています。“世界に誇る東京の宝”としての認知をさらに浸透させていくことが重要です。

(3) 戦略的保全の具体的な取組

ア 生態系の修復と固有種等の絶滅を回避

「世界自然遺産 小笠原管理計画」(2024年5月改定)等の方針に基づき、絶滅のおそれのある種が生息・生育する自然環境の修復や、生息・生育域内における保全施策を多様な主体と取り組むとともに、専門機関と連携した生息・生育域外保全を進め、個体群の絶滅を回避していきます。

イ 未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入や拡散を防止

外来種の侵入に対して極めて脆弱な種、個体数が著しく少ない種について生息域外保全を含めて多様な主体とともに保全します。

新たな外来種の侵入の防止、分布拡大を防止するために、既に侵入・定着した侵略的外来種の対策を進めることはもとより、現時点で侵略的外来種の侵入が確認されていない地域への、侵入防止や侵入状況の監視による早期発見及び侵入初期における防除に迅速に対応できるよう、事前の対応策の検討や情報共有の体制を整備していきます。

併せて、侵略的外来種の侵入リスクについて村民や来島者等への普及啓発を図ることで、侵入防止対策への参加・協力を促します。また、村民生活や経済活動等に伴う、非意図的に外来種が持ち込まれるリスクの高い侵入経路を特定し、侵入・拡散を防ぐための体制構築を多様な主体とともに進めていきます。

ウ 自然と結びついた島のくらしや文化・歴史の継承

村民や来島者向けの普及啓発活動を進めることで、世界自然遺産に対する理解を深め、世界自然遺産の保全管理に関する村民や来島者への協力につなげていきます。また、保全管理の実施にあたっては、自然と人の暮らしとの調和のあり方について村民の理解を得ながら、対策の意義や必要性を共有して進めていきます。

エ 小笠原諸島の価値や保全の必要性に関する情報発信や普及啓発

小笠原諸島の自然の世界的価値や魅力、それらの保全の必要性、外来種対策の成果や新たな外来種の侵入防止対策の重要性等について、これまで野生生物に関心の薄い層にも理解や魅力が伝わるよう、最新のデジタルツールなどを用いて、島内のみならず、本土部においても情報発信を進めていきます。世界遺産としての魅力や価値を広く発信することで、“世界に誇るべき東京の宝”としての認識を広め、環境保全に関する取組への理解と支援を求めていきます。

併せて、来島者のエコツーリズム等の利用を浸透させ、適正な利用の普及啓発に努めていきます。